

タイトル	徳川家康の三位一体政策(二) - 家康・秀忠・家光の人的支配 -
著者	大場, 四千男; OHBA, Yoshio
引用	開発論集(112): (1)-(37)
発行日	2023-09-30

# 徳川家康の三位一体政策(二)

——家康・秀忠・家光の人的支配——

大場 四千男\*

## 目次

- 序説
- I 徳川家康の人的支配と徳義深厚
- II 徳川秀忠の公武合体による人的支配
- III 徳川家光の新世人的資源経営の人的支配
- 結び
- I 徳川家康の人的支配と徳義深厚
- 序—現代史との関係
- 1 徳川家康の人的支配と徳義深厚
- 2 徳川家康の人的支配
- 一 戦国大名から征夷大將軍への道
- 二 徳川家康の戦国大名に対する人的支配と徳義深厚政策
- 三 家康の人的支配と徳義深厚
- (一) 徳川家康の家系図—天下統一への松平家血脈の相承
- (二) 徳川家康の人的支配の礎—今川・武田・北條の婚因同盟とその帰属
- (三) 徳川家康の人的支配—武田家臣団小人頭の編入
- 四 徳川家康の人的支配—八王子千人同心の編入
- 五 徳川家康の人的支配の三位一体政策—(一)戦国大名、(二)寺社、(三)朝廷支配の起点
- 六 徳川家康の人的支配—譜代大名への知行割

## 序説

近年の徳川家康、或いは徳川幕府の研究はNHKの「どうする家康」の放送の影響もあって、戦国大名として、さらに源氏の頭領として人間的に成長する側面を強調する傾向を強めつつある。さらに、もう一方の研究史の流れは、野口朋隆の『徳川將軍家 総論編』（吉川弘文館）に代表されるように、二百六十年余りの長期政権の分析を焦点にする支配の長期理由とその根拠を求める研究であり、世襲的家支配にその根拠を求める研究である。

しかし、長期支配を根拠にするなら、八代將軍吉宗は本家から分家支配への移行を象徴する。

しかも、徳川十五代の各將軍は世襲制支配を根拠にしながらも、新時代への新政策と人的支配をそれぞれ相違させていることから、その時代統治と人的資源の支配とを純粹封建制の発達を背景にして一貫して合理的支配体制の展開を分析することを求められていると考えられる。

\* (おおば よしお) 北海学園大学開発研究所特別研究員

したがって、本稿はこうした長期政権を築いた三代将軍の独自の支配と純粹封建制との因果関係から徳川幕府の長期政権基盤となる(1)武家棟領としての支配(家康)、(2)公武合体による支配(秀忠)、そして(3)新世人的資源経営への人的支配(家光)を分析することを課題とする。

## I 徳川家康の人的支配と徳義深厚

### 序―現代史との関係

徳川幕府の二百六十年余に恒る長期政権の基盤の見えない側面を見える化してその実像を提示することは研究史の不可欠な研究課題である。とりわけ、初期の家康、秀忠そして家光の三代将軍の支配政策がその長期政権への礎いしずえとなったことは周知の事実である。とするなら、三代将軍の支配形態の実像を見える化して、呈示することが徳川幕府、或いは徳川家康の研究に現在求められている現代的課題ではなからうか。

現代の日本は昭和二十年の太平洋戦争の敗戦以来、最大の危機を迎え、今や世界に冠たる高度経済成長国から後進国並みの低成長国へ後退し、対外的にロシア、北朝鮮そして中国との安全保障上の危機に立たされている。

こうした内外の危機に拍車を掛けているのは人口減少の急激な傾向である、現在の日本を再び高度経済成長国へ転換させ、国際的完全保障体制を再確立するためにも、徳川幕府の長期政権への研究から学び取ることを不可欠にすると、考えられる。こうした現代史は

過去の学びから再生への手懸りを求めることで過去と現代との緊張関係を作ることとなり、生きた歴史として学ぶことになる。

とするなら、現代史から学ぶべき徳川幕府の長期政権における人的支配と国民の安心立命の保障体制が三代将軍によって確立されるが、とりわけ徳川幕府の人的支配への研究は不可欠な側面となるであらう。

### 1 徳川家康の人的支配と徳義深厚

徳川家康の研究に不可欠な課題は、(一)内的支配として源氏の頭領となり、征夷大將軍として人的支配を確立する点であり、(二)外的支配として純粹封建制を成立させ、さらに朱印船貿易を導入し、また、金融・財政基盤を確立する点である。したがって、家康の研究は(一)武家の頭領としての人的支配、(二)純粹封建制の成立と朱印船貿易の導入とによる経済政策による支配の二点について説明することであり、徳川幕府の長期政権への礎いしずえを明らかにする点でもある。

### 2 徳川家康の人的支配

#### 一 戦国大名から征夷大將軍への道

徳川家康は、天文十一年(一五四二)十二月二六日、愛知県三河岡崎城にて生まれ、父松平広忠(十七歳)と母於大の方(十五歳)によって戦国大名、また、源氏の頭領の子として成長する。戦国大名として三河国の領主として初めて戦うのは十七歳の時に寺部城(岡崎)を攻め、そして、終りの戦いは七十四歳での大阪夏の陣で真田幸村と激戦し、大坂城を陥落させ、豊臣淀君・秀頼親子を自害

図表-1 徳川家康の戦い年表

数え年	年号	西暦	戦い	事項
歳 一	天文十一	一五四二		十二月二六日 三河岡崎城にて誕生 父松平広忠十七歳 母於大の方(十五歳)
十七	永禄元	一五五八	二月 寺部城(岡崎)を占める	
二十	〃 四	一五六一	四月 今川方と三河牛久保で戦う	
二十三	〃 六	一五六三	九月 三河一向一揆	永禄七年三河一向一揆鎮圧
二十七	〃 十一	一五六八	二月 武田信玄と同盟	十二月 掛川城の今川氏真を攻める
二十八	〃 十二	一五六九	五月 今川氏真掛川城を開城(駿河今川氏滅亡)	
二十九	元亀元	一五七〇	四月 織田信長の朝倉攻めに参陣。姉川の合戦に参陣	
三十一	〃 三	一五七二	十二月 三方ヶ原の合戦で武田信玄に大敗。	
三十二	天正元	一五七三	七月 長篠城を攻撃す。そして陥す。 九月 武田逍遥軒を破る	
三十三	〃 二	一五七四	二月 高天神城を武田方に奪われる	
三十四	〃 三	一五七五	五月 織田・徳川連合軍が長篠の戦で、武田勝頼を破る。	
三十五	〃 四	一五七六	武田勝頼との戦いを続ける	
三十六	〃 五	一五七七	武田氏との攻防を続ける。	
四十	〃 九	一五八一	三月 武田勝頼の高天神城を奪還	
四十一	〃 十	一五八二	七月 家康甲斐・信濃の平定に向かう。	
四十三	〃 十二	一五八四	三~十一月 織田信雄に組し、小牧・長久手の合戦で豊臣秀吉と戦う。	
四十四	〃 十三	一五八五	八月 真田の上田城を攻め、撃退される。	
五十	〃 十九	一五九一	七~十月 秀吉の命により奥州平定に出陣。	
五十一	文禄元	一五九二	三~四月 肥前名護屋に出陣、六月秀吉に朝鮮渡海を諫める。	
五十九	慶長五	一六〇〇	五月 会津上杉景勝討伐を命じる 七月二十四日 石田三成挙兵、家康軍関ヶ原へ向かう 先発軍の岐阜城攻略 九月十五日 関ヶ原の合戦、小早川秀秋の内通により東軍の勝利へ。	
七十三	〃 十九	一六一四	方広寺大仏殿鐘鐃問題生じる。十月大坂騒憂の報告で大坂討伐に兵を率いる。 十二月十六日 大坂城を砲撃し、だが、淀・秀頼の講話に同意する。和議成立。	
七十四	元和元年	一六一五	五月五日、家康出陣 五月七日大坂方敗退、真田幸村と激戦する。大坂城陥落 秀頼・淀自害。	
七十五	〃 二年	一六一六	四月十七日 家康他界	

(三井記念美術館『どうする家康』243-247頁より作成)

させた戦いである。家康は十七歳から七十四歳まで、人生のほとんどを戦国大名として闘い続ける人生を送り、この長期に恒る戦いの中で独自の支配を身につけ、戦国大名から征夷大將軍への武家の頭領として全国統一を計ると同時に、江戸に徳川幕府を開くのであった。徳川家康が岡崎の地方領主から征夷大將軍として全国への天下人へ成長する人生は次の図表「1」徳川家康の戦い年表に示される。

家康は戦国大名として(一)今川氏真、(二)武田信玄・勝頼親子、(三)織田信長、(四)豊臣秀吉、(五)石田三成・真田幸村等のライバルと激しい戦いを余儀なくされ、その中でも武田信玄・勝頼親子との戦いは一進一退の展開となり、家康の戦い方と軍事力編成に影響を及ぼす。武田信玄・勝頼を支

えた甲斐の赤色軍団を取り込み、徳川家康の基幹戦闘集団として再編する徳川家康と井伊直政の赤軍団は戦国随一の軍隊へ成長し、天下への戦闘軍団として強靱化するのである。その先頭となったのは井伊直政の赤軍団であり、武田軍団の再編成部隊でもある。

徳川家康が戦国大名として全国統一への道を歩めたのはこうした武田軍団の再編成に示されるように有力な大名とその家臣団を人的に支配することにある。戦国大名への人的支配を通して全国統一を果す徳川家康の人的支配について次に取りあげて明らかにする。

## 二 徳川家康の戦国大名に対する人的支配と徳義深厚政策

家康が戦国大名を徳義深厚によって徳川支配の下に再編成しようとする試みは、同時に天下統一への道として開かれる。戦国大名を代表する今川氏、武田信玄、織田信長そして豊臣秀吉等に共通する点はいずれも武力による戦いの勝利を旨とし、或いは同盟、政略結婚を通しての人的支配を特徴とする点である。もう一つは戦国大名の天運への可否であり、武田信玄、織田信長そして豊臣秀吉に代表される戦国大名はいずれも病死、老衰死或いは下剋上による死と不運に見舞われることとなる。他方、家康は最も長生きして最後の覇者となる点で狸親爺と呼ばれるが、最後の勝利者として天運を呼び込む大権化でもあった。しかし、徳川家康の戦国大名としての徳義深厚政策と人的支配政策とは戦争を一変させ、或いは軍を強靱化させ、勝利者への道を歩ませる推進力となる。

徳川家康の徳義深厚が人的支配のいしずえ礎となるが、この徳義深厚は戦いに明け暮れる戦国大名支配への心的信仰心として次のように共

鳴されるところとなる。

「すべて御徳義の深厚におはしませしかば御祖先をいやまひ、御親族をむつび給ひしはいふもさらなり。古き筋目を重じ、故舊を拾させ給はず、又人の危難をも御身にかへて。救はせ給ひ……」

〔徳川實記第一篇 二八七頁〕

『徳川實記』を資料にして徳川家康の人的支配を検証すると次の八件が見出されるので、以下明らかにする。

- (1) 「家康致力干今川氏」(家康、今川氏に力を致す)
- (2) 「一向門徒赦免」(一向門徒を赦免す)
- (3) 「夏目吉信帰参」(夏目吉信帰参)
- (4) 「依田信蕃仕家康」(依田信蕃家康に仕える)
- (5) 「家康庇護武田氏遺臣」(家康、武田氏遺臣を庇護す)
- (6) 「家康援信雄抗秀吉」(家康、信雄を援け秀吉に抗う)
- (7) 「家康救解伊達政宗」(家康、伊達政宗を秀吉から救い解つ)
- (8) 「家康救解小早川秀秋」(家康、小早川秀秋を石田三成から救い解つ)

以下(1)～(8)の資料内容の検証は次のように試みられる。

- (1) 「家康致力干今川氏」

家康は今川義元のために大高城に軍糧を運び入れ、又その孤城を守り、義元尾張の桶狭間に討死ありし後も、その子氏真がために、父の甲合戦せられば、先陣に進み織田信長に矢を射かけむものと、す、め給ひしかども。氏真軍を出さんともせざりしかば。家康は信長と御和睦ありしなり。

其後氏真は武田信玄の為に国を奪はれ、遠江国掛川城から小田原へ逃こようとする。家康が武田信玄と同盟して駿河国を手に入れるや、氏真に半国をわかち授られんとせしに、信長に反対される。その後、氏真は京拱を徘徊し、ついに家康の浜松城に来て寄食して、氏真が不幸をあわれませ給ひ、五百石賜ひて老を養はせられ、其孫刑部大輔直房、二男新六郎高久。(みな御家人としてめしつかはる(高家の今川。品川はこの末なり))

(2) 一向門徒赦免

三河にて一向門徒一揆を起こしたが、既に家康軍の前に帰降し奉り。そのうちにて巨魁たるもの百人ばかり岡崎にめし呼はれ、御直に仰けるは、汝等こたび宗門にくみし譜代の主に敵せしは、大逆無道といへども、高きもいやしきもこの世はかりの世にて来ん世は長し。ゆへにわれらをかりの主人。彌陀はながき世の主と思ひなせし汝等がこゝろさもあるべし。よつていづれも御ゆるしあるからは、我にをいていささかも舊怨をおもはず。汝等もまた是迄のごとく本心に立かへり。少しも心隔てず忠勤を励むべし。この旨末々まであまねくいひしらせ。いづれも安心せんやうにいたすべしと仰諭されしかば、かの者どもかしこさのあまり、感涙にたへずして御前をまかでしとなん。

(3) 夏目吉信帰参(後に三方が原の戦で家康の影武者として忠死を遂げる)

夏目次郎左衛門吉信は一向門徒で一族多きものなれば、深溝の松平主殿助伊忠と常に戦ひけり。伊吉吉信が押寄ければ、吉信うち負て、針崎の寺中に隠けるを、伊忠、其旨を岡崎に注進し、御下知を待つ。君そのま、助命せしむべしと仰せに、伊忠は困を解て引かしぬ。吉信は命助かり、御恩愛の主君にむかひ。主君の御用に立て。この身を果し給へと仏にむかひおがみ、後年三方が原の戦で負ける際、主君の身返りの影武者となつて主君の御用に立て。この身を果し給へと忠死を遂しは、全くこのおりの御厚恩にむくひたてまつりしなり。

(4) 依田信蕃仕家康

依田右衛門佐信蕃はじめ武田が旗下に属し信州田中城を守り年比防戦したるが、勝頼ほろびて後やうやく城を家康に明渡し。御旗下に属せんとす。かかる所に織田右府(信長)より使もて信蕃を招かる。右府にしたがはざらんには、右府怒つて徳川殿に害をなさんと。しかし右府汝をにくむ事甚し。家康案じて早く身を山林にかくし時節を待べしと仰なり。後に織田殿事ありし(京・本能寺の変)後、信蕃・當家に参り軍忠をつくし。天正十一年(一五八三)二月信州岩城の城攻に、兄弟三人ともに鉄砲に中り討死しければ、珠に御悼惜ありて、信藩が両児を召て御称号御諱字たまわり、兄を源十郎康國、弟を新六郎康貞とて、父が遺領にまして十萬石賜はりしとぞ。

(5) 家康庇護武田氏遺臣

信長、武田の遺臣武名あるものは、みな搜出して死刑に行はんとせしかば、君不便におぼしめし。三枝土佐守虎吉をば駿河の藤枝東雲寺に隠れしめ。武川の諸士は遠州桐山に蟄居せしめ。岡部次郎右衛門正綱、渡辺囚獄正等も、それぞれ御扶持ありしかば、甲信の者共みな御仁恵をかしこみ、御領国にひそまり居て。時節をまつもの多かりしとなり。後に、武田家臣は家康に採用され、家康軍の強靱な中心部隊となる。

(6) 家康援信雄抗秀吉

羽柴筑前守秀吉既に主の仇明智日向守光秀を誅戮し。武名天下にかくれなし。織田信雄は主家の事なれば、表に崇敬するさまなれど。うちにはこれをも傾覆せばやと計策をめぐらし。信雄が家の長たる津川玄蕃をはじめ、三人の老臣共を反問もて誅戮せしめ。信雄大に恐れ。家康にこたびの危急を救わせ給へと頼みたてまつれば、家康あわれとおぼしめし。窮困するを見て救はざらんは、武士の本意にあらずと宣ひて。彼使に向はせ給ひ。秀吉大軍といへどもさらに恐るゝにたらず。いさゝか御心を勞し給ふなと復命ありしかば、信雄はさらなり。其家の子郎等ども迄大いに喜ぶ。



(7) 家康救解伊達政宗

伊達政宗は九戸一揆の事により、豊臣太閤の勤事を蒙り、京にめし上せられ。奥の旧領を転じて伊予の国へ所替命せられしかば。政宗はじめその家人等までいづれも當惑し。たゞ茫然としてありしが、政宗きとおもひかえし。家人伊達上野に今一人をそへて當家へ参らせ。政宗今後殿下の嚴謹を蒙り。家の存亡たゞ此時に極れり。あはれ願くは洪慈の御はからひありて。ともかうもよきに救はせ給へといへり。家康、秀吉に歎訴する所を不便におぼしなば。此度はまづまげて御ゆるし蒙るべきにやと宣ひしかば。太閤しばし思案せられ。政宗が事は徳川殿のはからひのまゝたるべしとて。国替の事はとゞめられ。日を経て勤事もゆりしかば。政宗大に仰ぎ地にふして。再生の御恩をかしこみしとなん。

(8) 家康救解小早川秀秋

金吾秀秋、朝鮮の惣督としてかの地に押渡り。蔚山の後巻してはなれたる戦し、武名を異域にあらはせり、しかるを石田三成太閤へあしざまにいひなせしゆへ。秀秋帰朝の、ち太閤けしきよからず。秀秋の此度の挙動軽忽にして。大将たらむ者のさまならずといはれて恩典にも及ばず。秀秋大にいかり、太閤の前にて既に石田を打果さんとせしかば、君もその場におはしておしとどめ給ひ。その後太閤より尼孝藏主もて。秀秋がこたびの失躰によりて。領国筑前を転じて、越前にうつさるべしとの事なり。君又秀秋をなだめられ。仰の趣謹で承りぬと申させ給ひ。

やがて秀秋と打つれて参らせ給へば、太閤もこゝろよくたいめ有て。秀秋が朝鮮の軍功を賞せられ。さまざまな賜物あり。秀秋、この御恩いつの世にか亡るべき。報じまいらせんときこそあるべけれど申せしが。果して後關原の役に東国の御味方し。上方勢の後より切てかゝりしは。このときの御恩に報はんとの本意なりしとぞ。

(1) の家康は今川家に人質として竹千代時代を過ごし、今川家に恩

を受け、その報恩のため武田信玄に滅ぼされた今川氏真の救済と駿府城返還を試みるが拒否される。さらに、家康は今川家の孫刑部大輔直房と二男新太郎高久を御家人として家臣に組み入れ、また、五百石を今川氏真に与え、支えるのであった。

(2) 家康は三河の一向門徒一揆を浄土宗の教えにそむく大逆無道であると批判する。その上で家康はこの世は仮の世で安心立命の本心に返るべしと諭し、弥陀を世の主と思ひ、忠勤に励むべしと諭して釈放し、岡崎城主の徳川家への支配の綱の中に包み込み、宗徒としての生活に立ち返らせた。

(3) 夏目吉信は三方が原の戦いで武田信玄に敗北し、一命を落とす寸前の家康を救うべく、影武者となつて代りに敵に討たれるのであった。夏目吉信のこうした犠牲を払うのは若い時に深溝の松平伊忠と戦つて破れたのを家康によつて助けられたことへの恩に報いる忠死であった。

(4) 依田信蕃は武田信玄、勝頼の家臣として活躍し、注目される武士であった。武田勝頼の敗戦の中で、依田信蕃は徳川家康に招かれたが、織田信長はかからも誘いを受け、拒否すると信長の怒りを買ひ、家康の囚はからいで身を隠した。本能寺の変後に依田信蕃が家康軍に忠を尽し、天正十一年信州岩城攻めで戦死するや、家康は兄源十郎康國と弟新六郎康貞を父の遺領を継がせ、十萬石を与えるのであった。

(5) 家康は織田信長による武田家の遺臣である三枝虎吉、武川の諸士、岡部正綱そして渡辺囚獄正等の死刑から救ひ、家臣として再編し、武田家臣の再編を果たして軍の強硬化に努め、天下統一へ一歩

を進めたのである。

(6)家康は豊臣秀吉が織田信長の亡くなった後、その嫡男である織田信雄を傾覆しようと策を巡らせているのを救い、保護し、徳川幕府の家臣団へ編成し、人的支配を強めた。

(7)豊臣秀吉は九戸一揆を鎮圧した伊達政宗へ怒り、四国伊予への配置を命じた。政宗は伊達家の存亡に立たされたため、家康に助けを求めた。これを受け、家康は豊臣秀吉に配置替えの「御ゆるし蒙るべきにやと宣ひかば」と願い出て、救うのであった。この後、伊達政宗は外様大名として譜代大名以上に徳川幕府に忠臣として仕え、人的支配の礎となるのであった。

(8)徳川家康が関ヶ原の戦いで西軍の将である小早川秀秋の寝返りによって勝利を得たのも家康の人的支配への徳義深厚による結果であった。小早川秀秋も徳川家康の徳義深厚によって救われた一人である。すなわち、小早川秀秋は、朝鮮・明への征討軍惣督として派遣され、渡海して戦さに武名を挙げていたが、しかし「石田三成太閤へあしざまにいひなせし」によって怒りを買って筑前から越前への転封を命じられた。秀秋から助力を求められた家康はその徳義深厚から豊臣秀吉に再考して御ゆるひを乞う助命嘆願を願い出て、受け入れられるのであった。家康への御恩に秀秋は「報じまいらせん」と深く胸に刻み込むのである。この結果、小早川秀秋は「関原の役に東軍の味方をし、上方勢の後より切てかゝりしは。このときの御恩に報はんとの本意なりしとぞ」の結果であった。多くの戦いの中で徳川家康が徳義深厚から戦国大名として勝ち続けたのも人的支配の功德に由来するものであり、織田信長、武田信玄そして豊臣秀吉

を越える天運を招く徳義を信条にしているからである。

徳川家康が全国を統一し征夷大將軍になったのは天運と徳義に恵まれることによって達成されたが、と同時に、天下万民の安心立命を願う信仰心に由るのである。かくて、家康の「大権言」への宣言は天下万民の「悉皆成仏」することを徳川幕府の人的支配の精神とすることから次のように述べる。

(9) 家康重諸宗門

駿河にある浄土の僧申上しは。佛道もそのはじめは釋迦の一法に出しが。末流となりてはをのがじ、諸宗に分れたり。これを学ぶものゝ、もとは一法なれば。何れを習ふも同じ事と思ひ取て。諸宗のわいたためなく博雜に学ばは。いとよからぬ事なり。わが念仏宗にては誠に嫌ふよしを申す。君これを聞せられ。仏道にもかぎらず萬の技芸の道も。たゞ一筋におもひ入て学ばねば。なりがたきものなり。おほよそ後世を願ふにも。其身の高下によりて異なり。己が一身ばかり後世を願ふは。その帰依する所の宗門にて得度すべきなり。天下国家の主としては。人をすて、をのればかり成仏せむとおもふべきにあらず。天下万民をして悉皆成仏せしめんと思ふ大願を立ねばかなわず。古今の宗門はさまざまに分れたるを。上たる人それぞれをの宗を立置て。銘々の宗にて普く引導化度せしむるをもて。天下を治る上の大願といふべきなりと宣へば。かの僧も盛慮の寛宏にして。弘済の大徳おはします事よとて。一かたならず感じたてまつりしとぞ。

(前掲書、299頁)





山王一実神道の奥儀を極め(前掲書86頁)るのである。家康はこの天台血脈を相承することで、天台宗の儀式に基づく東宮の造営を遺言し、さらに、大権言になって徳川家の血脈相承を見守る遺言を残すのである。この結果、家康は神号の大権言に秀忠の選んだ「東照」を冠し、「東照大権現」の神号を付与される。なお、「東照」とは、東に照る薬師如来を意味する。すなわち、薬師如来は家康の本地仏となり、東方薬師瑠璃光如来のことで、東の方の浄土の仏である。したがって、「東照大権言」とは薬師如来に結びついた神号である。こうした「東照大権言」は神仏混合の神道で、天海の山王一実神道の教えでもある。ここに、家康の神号を巡る論争は結着する。すなわち、豊臣秀吉が人格を神へ転化して豊国神社に祭られるのに続けて、家康は「東照大権言」とし東照宮に祭られ、二人目となる。神号論争は、天海の「大権言」に対して、金地院崇伝、吉田神道、星野閑斎、林羅山は「大明神」説を唱え、「神として祭る神位」論争として対立を深めたのである。

神号論争は「何も彼も南光坊(天海)の神道と相聞え申候」と次のように結着した。

相国様(家康)御神号のこと、東照大権現、日本大権現、威霊大権現、東光大権現、右四つの内、何へ成共、將軍様次第に定させられ候様にと、内證遊はされ禁中より仰出されず候。伝奏衆下向候はば、御雙談にて相定べく候と存候。吉田殿は指出られず、何も彼も南光坊(天海)の神道と相聞へ申候

(「本朝国師日記」)  
(前掲書86頁)

(二) 徳川家康の人的支配の礎——今川・武田・北條の婚因同盟とその帰属

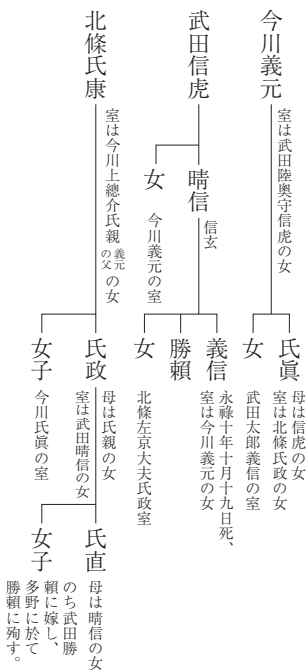
徳川家康が岡崎城主の地方豪族から戦国大名へ成長する礎となったのは岡崎城を取囲む今川・武田・北條の婚因同盟を人的に支配し、有力な家臣を徳川軍に再編成することで戦国最強の軍団へ強化するの成功したからである。

次の図表3は今川・武田・北條の婚因同盟である。

今川義元、武田信虎そして北條氏康は徳川家康の三河を囲む戦国大名の最強軍団を誇り、徳川家康と深い関係と運命を共にする戦国大名である。既に前述したように徳川家康は没落する今川義元への恩顧に報いるため、その子弟と家臣団を徳川家臣団に編成し、氏真には五百石を給し、幼い竹千代時代の恩に報いるのである。

家康は一時武田信玄と同盟し、今川義元と対決し、遠江地方を占領する。家康は織田信長と組んで、武田勝頼を攻め滅ぼすのに一歩踏み込む。他方、武田勝頼は織田・徳川軍の攻撃を予想し、天正九

図表-3 今川・武田・北條の婚因同盟



(前掲書、252頁より作成)

年(一五八一)甲州韮崎に城を築いた。守りに入った理由は穴山梅雪の助言に依った。既に武田勝頼は北條氏と敵対関係となり、今川氏も滅び、孤立化を狙った信長と家康の甲州討入によって滅ぶのである。

家康は駿府城を占領するや、今川氏真に駿府城を与えようと考え、昔の恩顧に報いようとしたことについて前述したところである。家康は駿府から甲州攻めを開始し、江尼城を降伏させ、穴山梅雪、長坂血槍九郎信宅、岡崎次郎右衛門正綱、依田信蕃等を家康の家臣とした。さらに、家康は沼津城の伊豆衆をも採用した。信長軍は甲州の奥深く攻め、信忠の高遠城を占拠した。この高遠城の陥落は武田勝頼の敗北を決定づけるものとなった。勝頼は天正十年三月真田昌幸親子の勧めで上州吾妻郡岩櫃城へ退くことを決意したが、嫡子信勝に反対され、新府に留まる。その後、信長・家康軍の前に、武田勝頼は田野で自害すべく切腹した。勝頼三十七歳、その子信勝は十六歳であった。勝頼の先室は織田信長の姪で、信長養女として勝頼に嫁がせていた。しかし、信勝を生むと亡くなった。北條氏は甲相和睦を結んだことから勝頼に小田原へ戻るよう勧めた。しかし拒んだことからかくて、武田家廿七代は遂に亡びるのであった。

本能寺の変、明智光秀と豊臣秀吉の山崎の戦いの後、家康は甲信経営に乗り出し、甲州の鎮撫に全力を注ぎ、秀吉と天下を二分するのである。

(三) 徳川家康の人的支配―武田家臣団小人頭の編入―  
 信長の亡くなったことが知られるや、甲信の地は混乱し、一方で上杉景勝を頭にする旧武田家臣団と家康の穴山衆とは甲信経営を巡って対立した。家康は深志城の旧主小笠原貞慶を使って甲州の鎮撫に努めた。他方、北條氏政も甲信経営に乗り出し、氏政の旧臣斉藤定盛を勧誘した。

こうした戦国時代を迎えた中で、徳川家康は甲州経営の人的支配を確立するため武田家の旧臣を家臣として招いた。家康は津金衆、武川衆を招き、米倉忠継、折井次昌、渡辺因獄守の九一色の十九騎を守りに付け、さらに次の十七騎を家臣として招いた。

渡邊次郎左衛門	同	五郎兵衛
同 次郎兵衛	河野越前	
同 三右衛門	同 新十郎	
田中兵部	同 彌右衛門	
向山又八郎	一瀬平三	
大垣圖書	土橋大藏	
土橋左衛門	渡邊但馬	
内藤彌十郎	内藤織部	
藤巻彌八郎		

家康は辻盛昌に次の四十騎を付けて家臣に取り立てた。

今村主計 加賀美七郎右衛門

依田三郎左衛門	布川勘兵衛
佐々木與左衛門	佐藤權左衛門
大澤新兵衛	山本次兵衛
窪田庄介	中根與右衛門
樋口藤右衛門	荒川八兵衛
北村九左衛門	小宮山貞右衛門
鮎澤源左衛門	逸見太兵衛
高山彌五左衛門	島田市兵衛
飯塚半兵衛	田中九郎左衛門
筒井權兵衛	後藤庄兵衛
西宮甚左衛門	關口十郎兵衛
津田半左衛門	平原郷左衛門
近藤市郎右衛門	吉川八郎左衛門
中條新左衛門	岡部武左衛門
朝比奈内藏	小島源太左衛門
吉村織部	伊藤勘兵衛
大島傳右衛門	長坂吉左衛門
戸田孫左衛門	加藤治左衛門
松井宮内左衛門	萩野庄左衛門

さらに、家康は寺島市庵、室賀満俊、三枝虎吉に同心五十六騎を付け、三枝昌吉、小幡昌忠と弟景憲、初鹿野昌久、平尾平三、守山豊後守、守山兵部丞等を従属させた。家康は忠誠への誓約書を提出させ、八百九十五人に及んだが、家臣として採用した点について次

のように記録されている。

家康更に、窪田右近助忠知<sup>八月</sup>、岡部太郎左衛門<sup>雅樂</sup>、正綱同掃部助<sup>五日</sup>、有賀式部助種政<sup>三月</sup>、青木尾張守信時<sup>八月</sup>、柳澤兵部丞信俊<sup>六月</sup>、長井又五郎吉昌<sup>八月</sup>、折井市左衛門次吉<sup>七月</sup>、駒井右京進昌直<sup>八月</sup>、土屋三郎右衛門昌吉<sup>二月</sup>、飯室次郎兵衛昌喜<sup>七月</sup>、河野但馬守通重<sup>八月</sup>、原三右衛門<sup>七月</sup>、小宮山因獄助<sup>八月</sup>、長坂右近助<sup>九月</sup>、山本彌右衛門<sup>八月</sup>、塚本喜兵衛<sup>八月</sup>、市川内膳<sup>七月</sup>、名執清三<sup>七月</sup>、前島又次郎<sup>八月</sup>、山下内記<sup>八月</sup>、岩手入道<sup>八月</sup>、野澤二右衛門<sup>八月</sup>、筒井菅右衛門<sup>八月</sup>、高橋典五郎<sup>八月</sup>、大村次左衛門<sup>八月</sup>、丸山次郎右衛門<sup>八月</sup>、等に本領安堵の朱印を興へた。泰之者は井伊兵部少輔大久保新十郎、榑原小平太、安倍善九郎<sup>正勝</sup>、戸田三郎右衛門<sup>次忠</sup>、成瀬吉右衛門<sup>正一</sup>、内藤三左衛門<sup>成信</sup>、高木九助<sup>正廣</sup>、或は成瀬吉右衛門<sup>日下</sup>、部右兵衛門<sup>吉連</sup>、松平玄蕃允<sup>宗清</sup>、内藤三左衛門<sup>連署</sup>である。その後九月に入つて、甲斐の士窪田助之丞<sup>正勝</sup>、山本彌右衛門<sup>忠房</sup>、朔<sup>九月</sup>に、前々の如く同心を還付し、給分陣扶持、夫丸屋敷名田、その他諸役免許の事舊に依らしめた。また多田三八<sup>正吉</sup>、横地彌三元<sup>貞三</sup>、水上六郎兵衛利光<sup>九月</sup>、山本十左衛門<sup>五日</sup>、丸山東市<sup>佑五日</sup>、大木初千代<sup>親照</sup>、七日、曾根松千代<sup>九月</sup>、大森主税<sup>義勝</sup>、九月、岩間善九郎<sup>正明</sup>、九月、等に本領安堵の朱印を興へた。泰之者は前同様である。

さて家康は、此際麾下に屬したる武田氏の諸士より、自今以後忠功を擬んで無沙汰あるまじき旨を誓約せる起請文を徴した。是等の諸士、武田親族、柴信玄、近習、柴遠山、柴御嶽、柴津金、柴栗原、柴一條、小山田備中、柴信玄直、參衆、小十人頭子共衆、典厩、柴山、縣衆、駒井右京同心、柴、織部同心、柴、土屋、柴、今福、筑前同心、柴、今福、新石衛門同心、柴、青沼、助兵衛同心、柴、跡部同心、柴、跡部九郎右衛門同心、柴、曾根、下野守同心、柴、原、隼人同心、柴、甘利同心、柴、三枝、平右衛門同心、柴、寄合衆、御藏前衆、貳拾人衆など、實に八百九拾五人に及んだ。

家康また、駿河の士朝比奈新九郎昌親に本領安堵の状を興へ<sup>九月</sup>、信州

の士平出清右衛門尉三月廿日 甲斐の士下條民部丞六月 五味督乙太郎左衛門月  
 十二 波木井四郎左衛門二月十 原田仁兵衛三月十 本領を安堵しまた新知  
 を給し、飯室次郎兵衛昌喜の都留郡大竹郷の戦功を賞した五月十 奉之者  
 は大久保新十郎本多彌八郎松平支蕃允宗<sup>宗清</sup>或は大久保本多の連署であつた。

十一月家康 甲州の士栗原内記二月 中澤主税助六月 加賀美右衛門  
 尉七月 石原新左衛門正元七月 塚原六右衛門七月 河西喜兵衛八月  
 原半左衛門九月 落合惣兵衛信吉十一月 平原内記十一月 今井主計十一月  
 安部式部丞十一月 原田二兵衛十一月 内藤源介十一月 市川以清齋昌忠十一月  
 七 神戶平六十一月 青沼助兵衛十一月 榎下彦八郎憲清十一月 後藤久右衛門  
 十一月 渡邊式部丞十一月 飯島半右衛門十一月 矢崎又右衛門十一月 武藤嘉  
 左衛門十一月 石黒將監十一月 栗田永壽十一月 石原總三郎十一月に或は本  
 領を安堵せしめ或は新知を附與し、駿河の士三浦彌一郎十一月 齋藤半兵  
 衛十一月の本領を安堵せしめた。奉之者井伊兵部少輔高木九助<sup>正廣</sup>本多彌  
 八郎柴田七九郎大久保新十郎であつた。

十二月に入つて、家康更に甲斐の士市川源五郎房重十月 市川以清齋  
 昌忠十二月 依田三郎左衛門三月 小田切次大夫三月 功刀力介七郎十月  
 日 石原四郎右衛門三月 石原主水佐三月 坂本作右衛門三月 田中彌右  
 衛三月 堀内善之丞三月 古屋民部左衛門信直五月 中田鍋之助五月  
 辻次郎右兵衛五月 大村次左衛門五月 市川惣十郎五月 中澤主税助正  
 和六月 萩原市之尉六月 岡民部丞六月 澁江覺古兵衛六月 折井市左  
 衛門次昌七月 米倉六郎右衛門信繼七月 青木尾張守信時七月 柳澤兵  
 部丞信俊七月 横手源七郎七月 小澤善大夫七月 曲淵勝左衛門正吉十  
 月 米倉左大夫豊繼七月 米倉加左衛門定繼<sup>満繼にも作る</sup>十二月 飯室八郎兵衛十  
 月 成島勘七郎七月 末木東市佑七月 野澤二右衛門七月 下條民部丞  
 九月 長井又五郎九月 田澤久助九月 五味菅十郎九月 原三右衛門十  
 月 九名取清三九月 萩原甚之尉九月 窪田助之丞九月 窪田小兵衛正重  
 十二月 河西作左衛門九月 辻彌兵衛盛昌九月 大塚新之丞九月 石原四  
 郎右衛門昌明十二月 山本彌右衛門十二月 相原兵部右衛門十二月 河野助大

夫十二月 小尾監物十二月 窪田菅右衛門十二月 河野但馬守通重十二月 志村

(前掲書、546~550頁)

又左衛門、下條主水佑に或は本領を安堵せしめ或は替地を給した。また十  
 二月六日駿河の士朝比奈彦右衛門に本領の内五十貫文を安堵せしめ、同百  
 參拾貫文をその子朝比奈又三郎真直に与え、十二月廿五日に丸山傳三郎光  
 定に安堵状を与えた。

武田家の家臣は家康に召抱えられる際、「敬白起請文」を提出し、  
 逆心の無いこととして次のように忠臣を誓うのであつた。

信玄親類衆、譜代衆、惣家中衆、家康様に被<sup>レ</sup>召抱<sup>レ</sup>候時之起請  
 敬白起請文之事

- 一 逆心申儀不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之、縦雖<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>親子兄弟、存<sup>レ</sup>別儀<sup>一</sup>者則言上可<sup>レ</sup>申事
- 一 御働之節、虚病並不<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>構自由、御日限次第、出陣可<sup>レ</sup>申事
- 一 軍法相背申間鋪事
- 一 御使被<sup>レ</sup>下置<sup>一</sup>候刻、其仁不<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>貴賤<sup>一</sup>違背<sup>申間鋪事</sup><sup>脱力</sup>
- 一 自然爲<sup>レ</sup>御使者<sup>一</sup>何方へ被<sup>レ</sup>仰付<sup>一</sup>候共、様躰之趣、無<sup>レ</sup>依怙<sup>一</sup>有<sup>レ</sup>様可<sup>レ</sup>申上<sup>一</sup>事
- 一 御國を見限、何國仕候者<sup>一</sup>、一切合力已<sup>レ</sup>下申間鋪事。若此旨僞申<sup>レ</sup>をいては  
 可<sup>レ</sup>蒙<sup>レ</sup>梵天<sup>一</sup>

天正十年<sup>壬午</sup>八月廿一日 駒井右京進昌直

今福新右衛門<sup>昌常</sup><sup>脱力</sup>

御奉行 成瀬吉右衛門殿  
 日下部兵部助殿

青沼助兵衛忠吉 跡部民部助昌秀  
 曾彌下総守昌世 三枝監物吉親  
 同平右衛門昌重 小菅又八郎信有  
 跡部九郎右衛門昌忠 油川彌平次 豐子  
 栗原日向守昌頭 川窪孫十郎信正  
 油川刑部信守 大井監物信言  
 岩手助九郎信眞 下曾彌源六信辰

家忠日記増補には是ヲ武田親族衆ト云フとあり

この「敬白起請文を提出し、忠誠奉仕する武田家の家臣団は、①信玄近習衆、②遠山衆、③備中衆、④信玄直参衆、⑤信玄直参子供衆、⑥典厩衆、⑦山縣衆、⑧一條衆等を中心とする小人頭であり、五ヶ国国境の九道路を守備する武田軍の精鋭部隊である。これら二十六衆の約千人から成る小人頭は(一)道中奉行、(二)目付役、(三)足軽・馬之側衆の足軽大将等からなる武田軍の中心を形成する。徳川家康はこの武田家臣団の精鋭部隊を八王子千人同心として再編成し、江戸東部の防衛部隊として再編成する。徳川幕府の旗本八万旗と御家人は武田家臣団の軍団を母胎にして生まれた徳川親衛隊の一形態である。

①信玄近習衆(71)

土屋三郎右衛門尉 岩間將監  
 窪島平五郎正吉 有賀式部助昌元  
 高森又十良 土屋源左衛門昌久  
 須田宗市郎勝満 市川内膳清成

石原孫八郎	飯室庄左衛門 <small>尉</small>
同名與左衛門 <small>尉</small>	西川孫左衛門 <small>尉</small>
阿部庄左衛門 <small>尉</small>	塚原次左衛門 <small>尉</small>
中澤主税助	孫田孫左衛門 <small>尉</small>
御手洗曾十郎	横地彌三 <small>兵衛</small>
内藤織部 <small>正</small>	横地喜三郎
田澤久助	永井又五郎
水上六郎兵衛 <small>尉</small>	向山新之丞
窪島與市 <small>正</small>	阿部源太郎
保科新兵衛 <small>尉</small>	小田切大隅守
山本主殿 <small>助</small>	杉月齋延子
駒井宮内大輔	工藤市兵衛 <small>尉</small>
坂本武兵衛	佐々木肥後守
塚原六右衛門	葉田四郎右衛門
窪田宗左衛門重吉	小見山又七郎昌親
原三右衛門 <small>尉</small>	山本源左衛門 <small>尉</small>
跡部源左衛門 <small>尉</small>	高室清三郎
米倉準酒人之助 <small>正</small>	同名半兵衛 <small>尉</small>
午奥織部 <small>正</small>	岡野甚太郎
平林藤助	山中主水助 <small>正</small>
窪田内記	中澤宗九郎
三田大藏少輔	内藤源助
飯田右馬助	今福求女 <small>正</small> 助
同名彦藤	五味主殿介 <small>助</small>
保坂監物	午奥與三左衛門
工藤彌左衛門 <small>尉</small>	同名甚太郎
市川宮内介 <small>正</small>	同名彦三郎



小島藤五郎  
兩宮十兵衛尉  
兩角十左衛門尉  
萩原惣兵衛  
五味太郎左衛門

②遠山衆(36)

五味與左衛門尉  
惣田加兵衛尉  
窪田彌七郎  
原監物介  
古屋新九郎  
鮎川次郎左衛門尉  
飯田淡路守  
細野新右衛門尉  
窪田右近介  
竹内左吉  
石井三右衛門尉  
同名新兵衛尉  
小野喜兵衛尉  
平井作左衛門尉  
中田清兵衛尉  
堀内彦作尉  
保科孫兵衛尉  
平林十左衛門

青沼縫殿助  
風祭善介  
土屋宗八郎  
三神宗左衛門  
大島五兵衛尉  
須田市右衛門尉  
横森甚三郎  
齋藤四郎左衛門尉  
藥袋勘左衛門尉  
藥袋與介尉  
原田仁兵衛尉  
長谷部又兵衛  
藺田刑部介  
藤卷孫八郎  
大窪四郎兵衛尉  
山田宗右衛門尉  
岩下清八郎  
萩原大炊左衛門尉  
丹澤主計介  
中村新兵衛尉  
宮田三郎右衛門  
若原才三郎

家忠日記増補には、齒田刑部介及び宮田三郎右衛門以下三人を開き、郷場主税助を加ふ。

③御獄衆(20)

相原内匠介  
内藤縫殿介

深澤市左衛門尉  
相原兵部左衛門尉  
千野又右衛門尉  
相原宗左衛門尉  
同名鞞負助  
同名彌兵衛尉  
同名仁兵衛尉  
鹽入久右衛門尉  
相原九左衛門尉

渡邊三左衛門尉  
下條九郎左衛門尉  
同名七左衛門尉  
同名才兵衛尉  
下條作右衛門尉  
窪田藤三郎  
千野左門  
石原治左衛門尉  
井上市右衛門尉

④津金衆(5)

小尾監物  
津金修理  
小尾彦五郎

小池筑前  
跡部又十郎

家忠日記増補には、この津金衆を開く。

⑤栗原衆(42)

名取肥後守  
駒井兵部少輔  
下條主水正  
會根清兵衛尉  
小林新三郎  
風間作左衛門尉  
羽中次善次郎  
窪原次兵衛尉  
永田九郎右衛門尉  
神宮寺右近介  
同名次右衛門

林主水介  
岩村源五左衛門尉  
保坂清左衛門尉  
若原新九郎  
桂田三郎左衛門尉  
岡勘左衛門尉  
内田善十郎  
板本右衛門尉  
金森主水正  
羽中田四郎兵衛  
寺崎孫右衛門尉

岡久次郎天部次郎  
小池七郎右衛門尉

家忠日記増補には、小林新三郎、羽中田四郎兵衛、同名次右衛門、丸山縫殿介を開く。

⑥一條衆(70)

水上市郎兵衛  
深田長介  
窪簡右衛門  
中澤與八郎  
相澤平助  
中澤善七郎  
丸山市兵衛尉  
永澤彌三左衛門尉  
大澤半兵衛尉  
永澤雅樂介尉  
風間簡七郎  
永澤彌右衛門尉  
河西作右衛門尉  
依田善五郎  
中村九右衛門  
塚本源介尉  
依田縫殿丞  
細野佐左衛門尉  
金丸左衛門尉  
兩宮七右衛門尉  
井尻源右衛門尉  
四村小兵衛尉  
内田新十郎尉

渡邊宗兵衛尉  
丸山縫殿介尉

和田主計介尉  
深澤藤三郎尉  
大島平五郎  
村田市右衛門尉  
千野源之丞  
窪田小七郎  
鮎澤主水正  
飯田宗兵衛尉  
向山宮内右衛門尉  
相澤彌兵衛尉  
大村六右衛門尉  
萩野助之丞  
細田六三  
金子助右衛門尉  
石田善介尉  
風間七郎右衛門尉  
同名小兵衛尉  
石黒五兵衛尉  
横森織部正  
野澤彌左衛門尉  
山本源三郎  
水上猪久助  
相澤猪之助

青柳平五郎  
内田又三郎  
市瀬清四郎  
鈴木與三兵衛尉  
高野五左衛門尉  
岡市之丞  
保坂彦次郎  
中村孫兵衛尉  
野澤平次郎尉  
大窪權右衛門尉  
辻神之助尉  
内藤久右衛門尉

樋口次左衛門尉  
上野助之六郎尉  
保坂彌介尉  
小瀬村右近介尉  
桂原内匠介  
藥袋源七郎  
窪田久右衛門尉  
小宮山新七郎  
古屋新八郎尉  
岩下又次郎  
高野與十郎  
塚原簡八郎

家忠日記増補には、千野源之丞、細田六三、中村九右衛門、桂原内匠介、岡市之丞、高野與十郎を刪き、廣原庄右衛門尉、筒井藤七郎を加ふ。

⑦備中衆家忠日記増補には、小山田宗茂あり(24)

三木四郎右衛門尉  
岩間與右衛門尉  
谷尾加兵衛尉  
矢田佐左衛門尉  
同名市介尉  
福島三郎右衛門尉  
原田兵右衛門尉  
大澤右近  
野澤仁右衛門尉  
西山金藏尉  
三科宗四郎尉  
切原宮内介尉

高橋治左衛門尉  
同與三兵衛尉  
石黒吉兵衛尉  
庭瀬主計介尉  
塚本助四郎尉  
竹田助右衛門尉  
同名半兵衛尉  
坂本傳介尉  
高野彌左衛門尉  
河野助太夫尉  
甘利民部左衛門尉  
野口又左衛門尉

⑧信玄直參衆(15)

西山十右衛門尉 同名又六郎  
 跡部源十郎 藥袋靱負助  
 西山宗藏 山本十左衛門尉  
 西山八兵衛尉

この所一行空白、家忠日記増補には「小十八頭」とあり。

萩原甚之丞 窪田助之丞  
 同名簡右衛門尉 原半左衛門尉  
 中村簡六郎 石坂簡兵衛尉  
 志村又左衛門尉 阿野傳之丞

家忠日記増補には、原半左衛門を闕き、山本孫左衛門尉を加ふ。

⑨同子共衆(11)

萩原監物 窪田吉九郎  
 原新七郎 細田六之丞  
 同名助十郎 志村平四郎  
 石坂監物 同名勘四郎  
 山本新八郎 同名彌三左衛門尉  
 萩原右近介

⑩典厩衆(28)

土屋才兵衛尉 同名與介尉  
 澤登左近介(天去) 水上簡六郎  
 井上三郎兵衛尉 丸山治部右衛門尉  
 向山采女采女 伊奈半兵衛尉  
 乙黒彌三(郎) 内藤又八(七)郎  
 小池十兵衛尉 駒井兵部  
 飯田助左衛門尉 高田新七郎  
 小田切雅樂介 飯沼主馬介(五)  
 前島宮内助 同名與左衛門尉

同名織部(正) 若尾藤三(郎)  
 同名宗三郎 大關五兵衛尉  
 矢野庄右衛門尉 小野助太夫  
 中村清三郎 竹河新三郎  
 古屋仁兵衛尉 同名與十郎

家忠日記増補には、白井内三郎、小柳津右衛門尉、飯野助右衛門尉。

⑪山縣衆(56)

長谷部藤六郎 藤木新兵衛尉  
 天河宮内助(少輔) 三科傳藏(三郎)  
 飯室八郎兵衛尉 藥袋主稅介(助)  
 小澤作左衛門尉 牛込賀介  
 金丸助右衛門尉 原帶刀  
 細藏雅樂助 小林彌右衛門尉  
 兼嶋彌介 藤田彌三(郎)  
 今井作兵衛尉 深澤又兵衛尉  
 風間甚八郎 武藤久左衛門尉  
 吉田助三(郎) 岩間作内  
 武河市兵衛尉 保坂主計(助)  
 志村清三(郎) 萩原孫兵衛尉  
 小澤彦平(平次) 大窪式部(少輔)  
 三井勘三(郎) 大鳥井庄太郎  
 廣瀬美濃守 飯室宮内(少輔)  
 花輪又平(三郎) 石原合右衛門尉  
 石黒將監 横田善太(次)郎  
 保科喜右衛門尉 石原五郎右衛門尉  
 成瀬勘五郎 飯河彦四郎  
 福島十左衛門尉 河手又左衛門尉

響石右近介  
内藤主膳(正)  
窪田又左衛門(尉)  
北村源右衛門(尉)  
横井彌兵衛(尉)  
長坂重左衛門(尉)  
齋藤修理亮  
廣瀬市右衛門(尉)

磯佐太夫  
永井傳内  
打井市之丞  
同名八左衛門(尉)  
飯田藤太郎  
上野右近介(丞)  
本口源三(郎)  
秋山權之助

家忠日記増補には、長谷部藤六郎、響石右近介、飯間藤太郎を開き、中込又兵衛尉を加ふ。

⑫駒井右京進高同心衆(12)

古屋八兵衛(尉)  
岡民部介  
竹田織部(正)  
岡宮内介  
沼田勘七郎  
金竹宗右衛門(尉)

窪田平左衛門(尉)  
常田治左衛門(尉)  
樋口五郎右衛門(尉)  
窪田作右衛門(尉)  
中島助三(郎)  
西川新兵衛(尉)

家忠日記増補には、岡民部介、岡宮内介、沼田勘七郎を開き、濹江藤七郎、古屋民部大輔を加ふ。

⑬城織部高同心衆(49)

細野彌右衛門(尉)  
高砂太郎  
小池監物  
窪田與太夫  
同名彌兵衛(尉)  
鶴田次左衛門(尉)  
安達佐左衛門(尉)  
入戸野四方介(尉)  
下條久介(尉)

金尾靱負(助)  
内田駒之助  
小倉清十郎  
萩原治部左衛門(尉)  
大村次左衛門(尉)  
小澤源兵衛(尉)  
伴惣介  
太田久右衛門(尉)  
青原權兵衛(尉)

中澤儀之丞(次)  
西河金平  
原田五右衛門(尉)  
杉長太(次)  
岩間江右衛門(尉)  
平井重左衛門(尉)  
鈴木孫次郎  
牛込彦兵衛(尉)  
日貝善五郎  
今西甚九郎  
清水樂部介(五郎左衛門尉)  
駒澤宮内右衛門(尉)  
小林加兵衛(尉)  
萩原久右衛門(尉)  
春日四郎兵衛(尉)  
大橋八兵衛(尉)

同名宗介  
中山佐平(次)  
鹽田善内  
大窪勘介(地)  
鶴野傳之丞  
古屋小兵衛(尉)  
石原角之丞(尉)  
雨宮七左衛門(尉)  
町田縫殿介(尉)  
尾崎彦八郎  
竹内佐右衛門(尉)  
來間甚六郎  
木村仁兵衛(尉)  
檜原仁右衛門(尉)  
山下新三郎

⑭井伊兵部少輔前土屋衆(70)

梶原肥後守  
早川半兵衛(尉)  
細野豊後守  
横屋市右衛門(尉)  
落合將監  
渡部右馬助  
後藤久左衛門(尉)  
川村作右衛門(尉)  
水口平太夫

飯島宮内介(五郎)  
三澤美濃守  
代繼式部助  
向山佐渡守  
丸山半右衛門(尉)  
田中源左衛門(尉)  
高塚七郎太夫(兵衛尉)  
四宮彦右衛門(尉)  
原田又右衛門(尉)

家忠日記増補には、内田駒之助、西河金平、清水樂部介を開く。

田村介三(助)  
 鶴田内匠助(尉)  
 中村平右衛門(尉)  
 飯嶋半右衛門(尉)  
 小金久五郎(四)  
 周善寺丹後守(去)  
 神山宗七郎(七)  
 神戶忠右衛門(五)  
 渡邊新七郎(七)  
 關主水助(五)  
 脇又十郎(二)  
 早川彌三右衛門(五)  
 後藤彌三右衛門(尉)  
 小池水右衛門(尉)  
 同名彌六郎(六)  
 青柳源三(三)  
 浅井無右衛門(尉)  
 關新兵衛(尉)  
 伴加右衛門(尉)  
 武藤長介(助)  
 篠彌三左衛門(尉)  
 千野牛之助(尉)  
 土橋助太夫(尉)  
 飯塚次右衛門(尉)  
 金丸四郎兵衛(尉)  
 藥袋主計(九)

⑮今福筑前守同心衆(24)

根津小兵衛(尉)  
 細野藤右衛門(尉)  
 古屋與兵衛(尉)  
 一瀬平三(三)  
 相良左近介(五)  
 矢崎(高)又右衛門(尉)  
 清水惣兵衛(七)  
 野田助八郎(三)  
 向山久兵衛(尉)  
 渡邊靱負(尉)  
 土屋次郎右衛門(尉)  
 中村與兵衛(尉)  
 矢田儀左衛門(尉)  
 小倉源兵衛(尉)  
 荒川善之丞(尉)  
 井戸權兵衛(尉)  
 大塚新之丞(尉)  
 横田甚八郎(尉)  
 川口藤左衛門(尉)  
 渡邊佐太夫(助)  
 岩下圖書介(之助)  
 柳澤市右衛門(尉)  
 平井十右衛門(尉)  
 神尾勘兵衛(尉)  
 古屋新十郎(七)  
 渡邊清七郎(尉)

志村半兵衛(尉)  
 甘利帶刀(尉)  
 篠原藤七郎(尉)  
 河西又兵衛(尉)  
 野呂瀨平作(尉)  
 塚本善左衛門(三)  
 落合九藏(兵衛)  
 向山市平(二)  
 川西源五郎(尉)  
 小田切久七郎(尉)  
 渡部善參(三)  
 金丸藤藏(三)  
 入藏兵部之助(少)  
 萩原喜兵衛(尉)  
 桐原善四郎(尉)  
 田中作兵衛(尉)  
 齋藤喜兵衛(尉)  
 同名藤左衛門(之丞)  
 竹野源之允(之丞)  
 志村宗十郎(尉)  
 中山清三郎(尉)  
 内藤宗兵衛(尉)  
 同名兵衛(尉)  
 河上新十郎(尉)  
 福澤彌三(尉)  
 下新兵衛(尉)  
 志村九兵衛(尉)  
 小田切平次(尉)  
 塚原與三右衛門(区)  
 石原十助(新)  
 市川助三(三)  
 奥山作右衛門(尉)  
 土屋新三郎(三)  
 三井織部(尉)  
 井門藤市郎(三)  
 森本作藏(尉)  
 川村新三郎(尉)  
 川野又兵衛(尉)  
 樋口又兵衛(尉)  
 大村勘四郎(尉)  
 中澤新三郎(尉)  
 田中善五郎(尉)  
 井口織部(正)  
 藤卷勝藏(尉)  
 同名宗兵衛(尉)  
 同名簡七郎(尉)  
 鶴野右馬介(尉)  
 同名彌三(兵衛尉)  
 野澤宮内丞(少)  
 永澤才兵衛(尉)

⑯今福新右衛門同心衆(62)

家忠日記増補には、三井織部、森本作藏を明く。

小林新三 牛込次右衛門  
 小林善三 山田次左衛門  
 齋藤善介(地) 小宮山小兵衛(尉)  
 田中藤右衛門 作熊甚右衛門(尉)  
 同名與惣兵衛(尉) 矢崎清五郎  
 名取善次郎 同名彌左衛門(尉)  
 石原善兵衛(尉) 深登善介(尉)  
 三井與三兵衛(尉) 田中(多門之) 善介(尉)  
 小野市之丞 谷尾清左衛門(尉)  
 三科清五郎 中澤角右衛門(尉)  
 鹽入藤兵衛(尉) 横林六左衛門(尉)

家忠日記増補には、藤巻藤三、福澤彌三、永澤才兵衛、小林新三、牛込次左衛門、小林善三、山田次左衛門、深登善介。

志村久右衛門(尉) 渡邊彦三郎(三)  
 錦井與三右衛門 牛込勘之丞(三)  
 萩原次右衛門 阿部七郎兵衛(尉)  
 矢崎長介(地) 横田民部右衛門(尉)  
 坂本清三郎 飯田民部丞(少輔)  
 青柳内匠介(地) 角田將監  
 青沼郷左衛門(尉) 秋山九右衛門(尉)  
 横田作之丞 萩原佐左衛門(尉)  
 高野簡四郎 播田簡十郎

家忠日記増補には、錦井與三右衛門、萩原次右衛門、角田將監を闕く。

⑱跡部大炊佐同心衆(18)  
 太田監物 加賀美源次郎  
 今福右近(馬) 介(地) 與田三郎右衛門(尉)  
 石原茂介(地) 兩角勘十郎

古屋作兵衛(尉) 鹽屋市之丞(三)  
 河野三右衛門(尉) 高室源三郎(三)  
 今福善六郎 御手洗甚八郎(新右衛門)  
 横井彦八郎 飯野雅樂介(之助)  
 河西善十郎 山下彌右衛門(尉)  
 跡部又六郎 野呂瀨右近丞(大夫)

⑲跡部九郎右衛門同心衆(23)  
 萩野宮内介(地) 播田又左衛門(尉)  
 塚越彌三郎(三) 井口與三兵衛(尉)  
 加賀美六左衛門(尉) 竹居織部介(尉)  
 長坂右近助 村松勘五郎(大夫)  
 岩下市右衛門(尉) 中島左近介(大夫)  
 同名宮内介(地) 飯室次郎兵衛(尉)  
 入藏角左衛門(尉) 堀内善之丞(尉)  
 保坂清九郎 遠藤四郎兵衛(尉)  
 石原次郎三郎 若尾兵部介(地)  
 深澤清三郎 古屋宗左衛門(尉)  
 清水又兵衛(尉) 同名四郎兵衛(尉)  
 市川清兵衛(尉)

⑳曾根下總守同心衆(34)  
 矢野淡路守 森主水介(三)  
 同名源右衛門(丞) 飯島傳三郎(三)  
 野澤半左衛門(尉) 竹内  
 小崎 横村  
 矢崎 野口  
 小川 白井  
 奥山善三郎 小深宮内之丞(地)



石原日向守  
播田孫兵衛(尉)  
田草河藤太郎  
服部  
前嶋(源次郎)  
楠木織部(正)  
山下(三右衛門尉)  
渡部又左衛門(尉)  
古屋助兵衛(左衛門尉)  
二橋三郎四郎  
家忠日記増補には、矢野淡路守、矢崎、田草河藤太郎、内田、服部、二橋三郎四郎を闕き、小宮山淡路守、古屋宮内少輔、鷹野傳左衛門尉、極羽三藏、石橋忠左衛門尉を加ふ。

②1原隼人(風見)同心衆 (46)

根津宮内之丞(少)  
柏原平兵衛(尉)  
川野靱負(助)  
飯島作兵衛(三)  
金丸善次郎  
小池又右衛門(尉)  
多澤茂右衛門(尉)  
切部助七郎  
本條角右衛門(尉)  
依田代  
向山又八郎  
市瀬傳右衛門(尉)  
川野内記  
清水庄五郎  
岡角三郎(三郎)

藥袋帶刀  
奥山織部(正)  
内田  
鶴田簡七郎  
三井次郎三郎  
横林(三)  
太多木佐吉  
雨宮善九郎  
高野外記  
岩間空左衛門(尉)

落合宗兵衛(尉)  
古屋織部(正)  
平尾三右衛門(尉)  
鷹野清四郎  
清水主殿介  
土屋内匠介  
市川四郎右衛門(尉)  
篠本彌介(助)  
川西甚五兵衛(尉)  
佐野野代  
細野彌左衛門(尉)  
小田切次太夫  
小倉將監  
丸田甚四郎  
塚原新四郎

山寺(全)源三(郎)  
前島半兵衛(尉)  
飯田市太夫(右衛門尉)  
初鹿野金太夫(兵衛尉)  
岩下宗太夫  
深田彌次右衛門  
三井平次郎  
饗庭民部太夫(右衛門尉)  
家忠日記増補には、鷹野清四郎、土屋内匠介、依田代、佐野代を闕き、古屋助之進、内田市之丞を加ふ。

②2甘利同心衆 (16)

經島平五郎  
田部新兵衛(尉)  
大村新八郎  
朝比奈權右衛門(尉)  
辻次郎兵衛(尉)  
五味四郎右衛門(尉)  
松山  
三井清右衛門(尉)  
家忠日記増補には、經島平五郎、大村新八郎、飯島半右衛門、松山を闕く。

②3三枝平右衛門(吉)同心衆 (54)

初鹿野庄左衛門(尉)  
細野佐渡守  
今井民部之丞(少)  
小田切主税介(助)  
末木宮内之丞(少)  
太田宮内之丞(少)  
深海民部之助(少)

切部治部左衛門(尉)  
平林作三(三郎)  
角田主計(助)  
石田左太夫  
金井清十郎  
川西與太郎  
東條民部之丞(少)  
關口宗十郎

竹川監物  
太田兵衛次郎  
丸山次兵衛(尉)  
飯島半右衛門  
谷場彌八郎  
羽中田庄五郎(四郎右衛門尉)  
森出雲守  
小林内藏(助)  
小井兵部介(少)  
今井兵部介(少)  
同名作之丞  
小林主膳(親)介(助)  
深田民部太夫  
阿部式部(少)丞(少)  
須藤兵部之丞(少)  
鮎澤織部丞(三)

若槻主計 <small>(助)</small>	塚本喜兵衛 <small>(尉)</small>
川口彦三 <small>(郎)</small>	鮎澤居右衛門 <small>(尉)</small>
小林専右衛門	山下彌兵衛 <small>(尉)</small>
河野又市郎	鹽原市之丞 <small>(任)</small>
河野好右衛門 <small>(尉)</small>	住連木郷左衛門 <small>(尉)</small>
村松彦太夫	雨宮源之丞
花岡簡兵衛 <small>(尉)</small>	飯田神五右衛門 <small>(尉)</small>
飯島作右衛門 <small>(尉)</small>	高野清七郎
中山久右衛門 <small>(尉)</small>	阿部宗十郎
山村彦兵衛 <small>(尉)</small>	細野源五右衛門 <small>(尉)</small>
小池四郎兵衛 <small>(尉)</small>	市瀬彌左衛門 <small>(尉)</small>
加賀美右衛門 <small>(尉)</small>	岩下郷左衛門 <small>(尉)</small>
若槻次郎左衛門 <small>(尉)</small>	樋口三郎左衛門 <small>(尉)</small>
小宮山八左衛門 <small>(尉)</small>	渡部半左衛門 <small>(尉)</small>

家忠日記増補には、細野佐渡守、同名作之丞、小林専右衛門を聞く。

⑭寄合衆(16)	川野市介 <small>(助)</small>
大志万與次郎	大窪宗次郎 <small>(尉)</small>
半利兵部之介 <small>(兵部)</small>	今井主計 <small>(助)</small>
長谷部宗太夫 <small>(兵部)</small>	川合作兵衛 <small>(尉)</small>
青沼與兵衛 <small>(尉)</small>	岡村吉右衛門 <small>(尉)</small>
塚田内藏介 <small>(地)</small>	鹽田久右衛門 <small>(尉)</small>
五味源次 <small>(兵部)</small>	岩下七郎左衛門 <small>(尉)</small>
萩原市之丞	惣田七兵衛 <small>(尉)</small>
周善寺六右衛門	

家忠日記増補には、岡村吉右衛門、周善寺六右衛門を聞き、中澤市左衛門尉、志村善右衛門尉、市川新右衛門尉を加ふ。

⑮御藏前衆(11)

雨宮次郎右衛門

石原新左衛門

小宮山民部之丞	鷹野喜兵衛
原田織部介	山下内記介
小宮山源之丞	窪田源五郎
諸星簡	丸山簡七郎
中川雅樂介	

家忠日記増補には、この御藏前衆を聞く。

⑯貳拾人衆(16)

三深四郎兵衛 <small>(尉)</small>	雨宮彦左衛門 <small>(尉)</small>
鮎河甚五兵衛 <small>(尉)</small>	野呂瀬彦之助 <small>(任)</small>
小池主計 <small>(助)</small>	切田新左衛門 <small>(尉)</small>
河西喜兵衛 <small>(尉)</small>	小田切源太 <small>(右衛門尉)</small>
竹井傳兵衛	窪田平太 <small>(右衛門尉)</small>
島田外記 <small>(少輔)</small>	奥山與右衛門
甘河兵部介 <small>(少輔)</small>	宮澤善兵衛 <small>(尉)</small>
岩下又左衛門 <small>(尉)</small>	三澤佐門 <small>(右衛門尉)</small>

家忠日記増補には、竹井傳兵衛、奥山與右衛門を聞く。  
 武田義族衆以下交名の傍註は、家忠日記増補に據る。

人数合八百九拾五人 (濱松御在城記)

これら武田家臣衆は徳川軍団の中核に編成され、家康の全国征覇を育くむ最強軍団として活躍することとなる。二十六の武士集団衆の多くは国境を準備する兵団である。したがって、家康は武田家臣団を武田信玄、勝頼の作り上げた武田戦法を継承し、伝統的上下関係の強化に務め、その強靱化を次のように努める。

「前々武田制法に循ヒ、聊モ被革新ナク、安護撫民ノ政令ヲ被施シカバ諸民悦販シテ歳ク万歳ヲ唱フ」のである。家康は武田家臣団

の所領安堵を保障し、且つ生活の伝統的基盤を再生させるのである。

以上のように、武田家臣団は徳川家臣団の中に再編成され、徳川幕府の成立に際して旗本と御家人の主力を形成することとなる。

さらに、武田家臣団の徳川直屬家臣団に編成される次の代表は八王子千人頭と同心とからなる(一)小人頭、(二)仲間頭、(三)横目付衆、(四)筋奉行等の武士階層である。他方、小人頭の十人とは(一)萩原豊前守、(二)萩原五左衛門、(三)原大隅守、(四)河野但馬守、(五)石坂管兵衛、(六)志村又右衛門、(七)山本土佐守、(八)窪田助之丞、(九)窪田監物そして(十)中村彌左衛門である。この小人頭十人は武州八王子の千人組として同心の役割を果たすが、この点後述する。

井伊直政は武田家臣九人に「同国の庶務」として前と同じく行政に従事させる。その行政とは(一)人足の取扱、(二)山林の竹、木等の無断伐採を禁止すること、そして(三)川辺の竹木及草の刈取ることを次のように禁止し、以前のように行政中心の奉仕を要請する。

〔定〕  
 一 国中人以下諸触、不<sub>レ</sub>恐<sub>二</sub>権門、無<sub>二</sub>非分用拾<sub>一</sub>可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>之事  
 一 府中近邊山林竹木伐取事、如<sub>三</sub>前々<sub>一</sub>堅可<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>之事  
 一 川端之竹木草以下、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>前取<sub>一</sub>之旨、嚴密可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>之事  
 天正十一年

武田家の家臣が徳川家康へ帰属する人数は八百九拾五人

図表-4 武田家中衆の徳川家康召抱人数

順番	武田家中衆	人数
1	信玄近習衆	71
2	遠山衆	36
3	御獄衆	20
4	津金衆	5
5	栗原衆	26
6	一條衆	70
7	備中衆	24
8	信玄直參衆	15
9	同子供衆	11
10	典厩衆	28
11	山縣衆	56
12	駒井右京同心衆	12
13	城織部同心衆	49
14	井伊兵部少輔前土屋衆	70
15	今福筑前守同心衆	24
16	今福新右衛門同心衆	48
17	青沼助兵衛同心衆	18
18	跡部大炊佐同心衆	18
19	跡部九郎右衛門同心衆	23
20	曾根下野守同心衆	34
21	原隼人同心衆	46
22	甘利同心衆	16
23	三枝平右衛門同心衆	42
24	寄合衆	16
25	御蔵前衆	11
26	貳拾人衆	16
	合計 (895)	805 (818)

と記録されているが、八百五名、頭領を入れても八百十八名で、約一割程度の減少となっている。次の図表14は武田衆と頭とを含んだ数を表示したものであり、ほとんどが武田家臣団の中でも同心衆を中心とする行政・警察及び近習・小姓衆及び屯田兵から成っている。しかし、武田家臣団の中心をなす騎馬衆、待衆は信玄及び勝頼と運命を共にしたのである。

以上の他に徳川家康の家臣に編入され、或いは本領を安堵される武田衆と朱印状で土地寄進の朱印を下付される寺社とは次の図表15に要約される。

徳川家康はこの図表15に示されているように、武田家臣団への本領安堵と寺社への朱印状賦与、及び土地寄進に見られるように、甲州経営に心を砕き、本領安堵の朱印状を与え、旧来の伝統と習慣の永続化、世襲化を継続することを甲州経営の根本方針とし、以て

八王子千人同心として再編成され、東への辺境守備隊の性格をも同時に色濃くし、東への防衛に力を注ぐ家康の遺言を実践すべく八王

四 徳川家康の人的支配―八王子千人同心の編成

人心の収攬に努めて恩威に服し、安心立命するように力を注ぐのである。こうして家康は甲州経営に見られるように伝統、世襲化そして安心立命の国恩を生活の礎いしづえに据えるが、後の江戸幕府の人的支配の精神的支柱にする。

子に住みつく在郷武士団として軍事的役割を課せられる。天正一八年(一五九〇)八月に家康は江戸城に入り、関東八州の支配と統治体制に全力を注ぐことになり、不安の種であった東からの攻撃への対応に苦心を重ねていたのである。このため、江戸の東部辺境である八王子に千人同心を配置して臨戦体制を築こうとする。すなわち、家康は武田の直属家臣団である小人頭制を武田領の甲州・信濃の辺境守備から徳川幕府の東方辺境に再配置し、そのまま武田家臣団の国境守備隊として、さらに、武蔵・信濃・駿河・相模四カ国の街道守備隊として、(1)武川衆、(2)津金衆、九一色衆そして御岳衆を中心に次のように配置されるのである。

図表-5 甲州における徳川家康の本領安堵と寺社の寄進朱印状・本領安堵一覧表

本領の安堵	神領安堵・寄進の朱印状
甲州ノ御中間 三百人 横山千人ノ頭衆 千人 甲府居住九人ノ頭 三百人 人足奉行 九筋ノ地下人足 〈本領安堵〉 河西孫左衛門	武田八幡宮 熊野神社 南宮明神 宮原八幡 日光権現 篠原八幡宮
中村彌左衛門	諏訪明神 { 志田村 穴山村 駒井村
田辺四郎兵衛 池田東市佐	松尾明神 千塚八幡宮
川窪新十郎信俊	諏訪神社 { 志田村・穴山村 駒井村
折井九郎次郎次忠 諸星民部右衛門政次 石原新左衛門正元	松尾神社 千塚八幡宮 四阿山権現 北村八幡宮 二ノ宮 住吉大明神 熊野権現 御崎明神 神座山石和八幡宮 三輪明神 加茂春日両社明神 橋立明神 三ノ宮 府中八幡宮 岩間明神 天澤寺 大泉寺 大永寺 福壽院 龍安寺 海鳥寺 善光寺

『徳川家康と其周囲』中巻 661頁より作成

「甲州に於いて武田目付役相勤、出陣之時者、鎧之者を支配致し、諸事に下知を加へ候、甲州九口之道筋奉行申付られ候、常之詰所は、巻藁之間近習二ヶ所、大手三ヶ所門、足軽大将相勤候、番所江屯人宛相越、非常を相改申候、陣中之儀、当番八組を召連、信玄馬之側二乗、非番ハ先手前後、左右之備二乗、目代相勤候」(『八王子市史』下巻600頁)

以上のように、武田家臣団として千人組は(一)目付役、(二)出陣の「鎧之者」、(三)道奉行の国境守備隊、(四)信玄馬之側衆、(五)目代と(六)足軽の役割を果たす武田家直属家臣団の先鋭部隊である点注目すべきである。なお、この千人組の戦斗集団としての性格は既に天文一六年(一五四七)前後、信玄の父晴信は織田信秀、今川義元、家康の父松平広忠等と三巴えの戦いを繰り返す頃に生み出される。この戦国時代において松平広忠は息子竹千代を今川家への人質として送り、今川義元と連合して織田信秀と闘かうのである。既に千人組は武田家臣団の先鋭部隊として戦果を挙げたのである。

なお、道筋奉行は(一)九ヶ所の国境守備として中間・小者を従えて守備し、(二)九ヶ所の国境道路に先鋭部隊の屯田兵を次の図表-6「九国の道筋奉行」の下に配置する。

武田晴信は小人頭萩原弥右衛門らに中間・小者への取締を小人頭の職務として次のように定めた。

「其地為用心指遣之上者、昼夜無油断用心専用候、就中、同心之中間・小者之無沙汰、改之可及進者也、如作

秋山藤左衛門

原 菅左衛門  
萩原弥右衛門

以上のように、小人頭は目付役として屯田兵を統率している。道中奉行をも兼ねている。戦頭中は武田晴信、信玄の側を守護する鎧隊の役割を兼ねた。

千人組の礎となる小人頭の屯田兵組織は郷々村落の共同体を構成する地縁・血縁関係を中心に編成され、小人頭(寄親(大名主)―同心(寄子(中小の名主))の屯田兵階層的身分序列(在地給人)として組織される。こうした村落の血縁・地縁を中心に編成される屯田兵の人的支配は小人頭である萩原豊前守の寄子支配関係に次の如く見出される。

「有野郷 免許  
家老間 有野民部丞  
有野 萩原豊前守同心 縫右衛門  
老 従 同 衆 新左衛門

図表-6 九国の道筋奉行の配置

境 口		甲府より	道筋奉行
武州秩父境口	釜口、河浦、上萩原、上小田原	5 里	萩原甚之丞
信州佐久郡	黒平	7 〃	石坂勤兵衛
信州佐久郡	長沢、浅川、檜山、江尾、小尾	7 〃	窪田助之丞
信州諏訪境口	上教来石、小荒間、白井沢、大井森	10 〃	河野伝之丞
駿州奥津口	富士、万沢	15 〃	窪田菅右衛門
駿州富士川	井出、遠島	15 〃	中村弥左衛門
駿州	古関、精進、木栖	10 〃	原半左衛門
相州境口	上吉田、新尾、山中		志村又左衛門
相州津久井	鶴川、上野原	16 〃	山本弥右衛門

(「八王子市史」下601頁)

戊年三月

老問 御方様御小者 助八

残而可納分

合 五貫八百文

調衆 矢崎右衛門

有野文右衛門

右、此奉行衆、從廻触廿日之内可其償過廿日令無沙汰、御利倍之勘定可収納者也」

小人頭萩原豊前守は小人組の組頭として有野郷の家付大名主縫右衛門を同心とし、また、同衆として小名主新左衛門を支配していたことがこの資料から窺える。

右の資料から窺えるように、小人頭制の屯田兵は頭領―郷村の名主と小名主層の村落共同関係の序列階層から構成され、武田家臣団の中核的軍制の担い手として編成されているのである。

次に徳川家康はこの八王子千人同心（＝屯田兵制）を徳川家臣団の軍事組織へ編成替えし、と同時に、封建的知行制の中に組込み、軍事力の強靱化を果して長期政権への礎に据えるのである。徳川家康は八王子千人同心の小人頭の知行地を甲州の中で分散から知行地を集中化し、領土の安堵を進め、生活基盤の合理化を計り、千人同心の生活基盤を確立しようとする。知行地の分散化から集中化への発展は次の図表17に要約される。

この図表17は天正十年（一五八二）から同十七年（一五八九）への約七ヶ年間に於ける変化であるが、7ヶ所から2ヶ所への知行地の集中傾向を示し、地域的に和土郷と長塚郡への知行地集中傾向

図表-7 小人頭の知行高の推移

六貫文=1町として 知行高換算	小人頭	天正 10		天正 17		1反=3俵 換算
		知行高	知行地	知行高	知行地	
50.8町歩	窪田助之丞	305貫500文	8カ所	1766俵1720	2カ所	58町
36町歩	萩原甚之丞	221.500	3	1672.1232	2	55町
30町歩	河野伝之丞	182.300	7	1074.048	1	35町
29.5町歩	窪田菅右衛門	177.700	7	1265.1736	3	42町
33町歩	原半左衛門	198.000	4	1072.1152	1	35町
14町9歩	中村弥左衛門	89.500	3	990.1600	1	35町
13町歩	志村又左衛門	79.000	6	1024.0400	1	37町
9町歩	石坂勘兵衛	55.500	6	894.0000	1	29町
7町6歩	山本弥右衛門	45.600	3	749.0000	4	24町
合計 221 (平均 24町)		平均 224貫000		12242.6584	1360俵	312 (平均 34.6町)

(申伝書) (河野文書)



が見られる点である。第二点の特徴は天正十年の知行高の貫を知行地の町へ換算すると、窪田助之丞は五一町歩の最大土地所有者となるのに対し、最小土地所有者は山本弥右衛門の七町歩で、最大土地所有との間で七・二倍の格差となっている。他方、天正十七年では土地所有の面で最大五八町歩に対し、最小土地所有の二四町歩とその格差を二・四倍に縮小させている。また、天正十年と十七年との間に於ける土地所有規模の増加率を比較すると、窪田助之丞は一一・六パーセントの増加率であるのに対し、最小土地所有者の山本弥右衛門は三四二パーセントで約三倍強の規模拡大率となり、その格差を縮小し、小人頭の経済面での均質化傾向となっている点注文すべきである。こうした小人頭の間で経済格差均質化は武田家臣団の軍事力強靱化を強めていることの表われであると考えられる。

武田家臣団の小人頭制が千人頭制へ発展するのは甲州から関東八王子へ移転することで達成されるが、前述したように小人頭間の知行地均衡化傾向が強まり、その軍事力強靱化傾向へ帰結することとなる。徳川家康の東方への軍事力編成の中核部隊と位置づけられる千人頭制の発達は次の図表-8に要約される。

天正一〇年（一五八二）、及び十七年（一五八九）と比較して、寛永八年（一六六八年）の図表-8は四代家綱の時代に入り、79年後の千人頭の知行高とその分布を現わすものである。この79年後の小人頭制から八王子千人頭制への変化は徳川幕府の形成にどのような影響を与え、そして変化したのであるか。小人頭制は甲州経営における武田家臣団の道路奉行の五ヶ国国境の警備兵団の役割を果たす武田家臣団の中核的兵士Ⅱ武家軍役奉仕団の役割を果たし、甲府

図表-8 寛永8年（1668）千人頭知行高一覧表

知行地	小人頭	志村 勘左工門	荻原 甚之丞	久保田 助之丞	石坂 忠兵衛	原 金兵衛	久保田 勝兵衛	中村 三左工門	河野 小右工門	山本 弥右工門	合計
武州都筑山田村	横 浜	229.6 <sup>石</sup>	3.7 <sup>石</sup>	2.1 <sup>石</sup>	7.7 <sup>石</sup>	石	2.5 <sup>石</sup>	1.3 <sup>石</sup>	216.9 <sup>石</sup>	182.9 <sup>石</sup>	647.1 <sup>石</sup>
同 大榑村		7.8	90.7	59.2	45.3	45.2	67.1	39.1	8.9	9.8	373.1
武州荏原若林村	世 田 谷	137.5									137.5
同 太子堂村		1.7									1.7
武州多摩石川村	八 王 子 府 中 調 布		199.5		97.9		133.8				431.2
大谷村			59.1		42.7		23.4				125.2
車返村					7.8	8.9	6.3		2.7		25.7
下石原村					1.1	119.4	0.8		0.3		121.6
布田村						21.5					21.5
仙沢村			21.6								21.6
上総周淮 台村	千 葉 君 津	15.9							20.7	18.1	54.7
作木村		17.1							22.3	19.7	59.1
高原村		11.6	30.3		14.3		19.0				75.2
北子安村			84.1	46.2	37.6	36.7	59.1	30.4			294.1
大寺村				7.8	4		5.6				17.4
上総望陀岩井村	千 葉 君 津			147.9		107.2		98.1			355.2
永地村				188.8		138.7		124.9			452.4
序南領山小川村				5.8		5		3.5			14.3
其 他		16.1	6.3			4	10.2	8.9	4.3		49.8
合 計		459.2	482.5	458.7	393.5	342.0	321.6	309.4	273.2	230.5	3277.6
割合（パーセント）		14	14	14	12	10	10	9	8	7	100
1町 = 10石		45.9町歩	48.2町	45町	39町	34町	32町	30町	27町	23町	327町

（『日光市史』下616頁より作成）

を中心に知行地の集約を進め、小人頭の間も知行地規模の均衡化を強めつつあった。

こうした武田家臣団の小人頭制は武田家の甲州経営を軍事力で支える先鋭部隊として武田家の中枢軍団組織として機能していた。徳川家康が甲州経営を継承し、小人頭制を八王子千人同心として徳川幕府の軍役機構へ編入することとなった。寛永八年(一六六八)の時点では武田家臣団の小人頭制から八王子千人同心組へ変化すると同時に、小人頭の知行地も甲州府中から八王子を含め関東へ分散する変化を強めるのであった。

この図表<sup>18</sup>によれば、八王子千人同心の小人頭は九人であり、その知行地は合計三二七七石で、十石を一町と換算すると三二七町歩の知行地となる。すなわち、天正十年の小人頭九人の知行地は二二一町歩、天正十七年は三二二町歩となり、寛永八年は九人小人頭合計三二七町歩で天正十七年と比べて十五町歩の微増となっている。比較の第二点目の特徴は最大知行地は天正十七年、窪田助之丞の知行地五十八町歩であり、寛永八年の志村勘左エ門の約四六町歩より十二町歩も多い点である。徳川幕府が四代將軍家綱の時代を迎え、平和時代を確立しつつある中で、の軍事的な手柄による知行地の増加は消滅しつつある中で、むしろ減少する逆境の時代を千人頭の知行地減少として現われる時代になったことを物語っていると云えよう。

第三点目は戦国時代を武田家臣の精鋭軍隊として活躍し、その手柄に依って知行高を増加させ、甲州経営の行政・軍役を担って出世し、その結果、知行地の増加と共に甲府を中心にする知行地の集中化を強めたのであった。しかし、徳川幕府の軍役機構に編入され、

79年後の八王子千人頭九人の知行地は前の図表<sup>18</sup>に示されているように、八王子を中心に関東に分散されているのであり、次の順位となる。

- (一) 横浜―(1)武州都築山田村―六四七石(六四町歩)  
(2)同 大柵村―三三七石(三七町歩)
- (二) 上総望陀岩井村―三五五石(三五町歩)  
同 永地村―四五二石(四五町歩)
- (三) 八王子―武州多摩石川村―四三一石(四三町歩)  
同 大谷村―一二五石(一二町歩)
- (四) 君津―上総周准北子安村―二九四石(二九町歩)

第四点の特徴は八王子千人同心の身分的序列関係は戦国時代の村落共同体における屯田兵の身分序列である小人頭(武田家の道路奉行)―寄親―村役人層の大庄屋・中・小名主層の寄子と同心との世襲制を軸に継承・発展している点である。

第五点目は徳川幕府の平和時代の長期化の中で八王子千人同心は軍役的屯田兵から平和的行政官僚組織へ変質を遂げていくのであった。その変質は徳川幕府の長期政権を育む<sup>いしずえ</sup>礎としての新しい任務を負うことである。第一の戦国武田家封建家臣団の時代は五ヶ国国境の道路奉行の下で軍役奉仕し、徳川時代への移行は八王子の千人同心として東方の国境を守る徳川封建家臣団の軍役組織として機能した。しかし、徳川幕府の平和時代が続く中で八王子千人組は徳川幕府の軍役奉仕から行政組織として変化し始め、日光と江戸の防火役<sup>11</sup>火消し組として再出発することとなる。

八王子千人同心は蝦夷地（北海道）のロシアによる侵略、開港要求に対して警備と開拓の業務を担うべく、原胤敦・同新介兄弟に引率され、蝦夷地の白糠に入るのである。寛政十二年（一八〇〇）に原胤敦千人頭は文化元年（一八〇四）箱館奉行支配調役となった。他方、弟の原胤暉は兄胤敦の手代として勇払原野へ移住し、文化元年（一八〇四）有珠・虻田牧場支配取調役に転じた。

八王子千人同心は（一）街道奉行の国境防衛の軍役奉仕組織、また、（二）火消し組、或いは（三）蝦夷地の警備・開拓を通して二六〇年余りに恒つて徳川幕府の長期政権を支える礎<sup>いしずえ</sup>として活動を続け、世襲制の家制度に支えられる長期活動を特質とする特異な封建的家臣関係の歴史を刻むのである。

## 五 徳川家康の人的支配の三位一体政策（一）戦国大名、（二）寺社、（三）朝廷支配の起点

徳川家康の人的支配はその徳義深厚に基づく道徳心に依るのであり、この人的支配観に基づき、これまで戦った戦国大名の家臣団をも家康の封建的軍役奉仕へ編成し、軍事力の確立への礎<sup>いしずえ</sup>となった。三河以来の普代大名はこうした家康の徳義深厚に深い忠誠心を心の奥に刻み込むのである。

### （一）戦国大名の支配と誓約書

さらに、家康はこれまで敗北させた今川、武田そして北条の家臣団の他に、外様大名の織田、豊臣、前田、仙台伊達、福島、加藤、長州そして薩摩等をも徳義深厚の下にその従属化を計り、全国統一への封建制をその内的精神に徳義深厚に基づいて形成しようとする

る。この最終的統一への障壁となったのは大阪城に立籠る淀君・秀頼親子であった。

徳川家康は関ヶ原の戦い以後、徳義深厚に基づいて礼を尽し、大坂周辺の領土六十五万石を与えて大名として遇すことで豊臣秀吉への恩顧に報<sup>むか</sup>いるのに力を注ぐのである。

しかし、この家康の豊臣氏への態度を一変させたのは豊臣秀頼・淀親子の家康に対する対立と嫌悪感の深まりである。家康の豊臣氏に対する感情の悪化と反発は第一に慶長十年に秀忠に二代將軍を就かせたことに秀頼の大名としての上洛を催促したけれども拒否されたことである。第二点目は慶長十二年駿府築城のため近畿諸国の大名に役夫を課したことに対しても豊臣親子に拒否された点である。

第三点は家康が慶長十六年の七十歳の時、後陽成天皇讓位、後水尾天皇御即位の大禮に対し、上洛して礼を尽す家康に対し、豊臣・秀頼親子が出席しなかった事に対する怒りである。これら三点で家康は豊臣征伐を決意し、さらに大坂城の戦いに一歩踏み込ませたとである。

慶長十六年江戸では秀忠が江戸城修築の工事に対して軍役の義務を課して全国の大名に助役を命じた。三月に京都では家康が二条城に入り、御三家となる第九子徳川義直（名古屋）、第十子頼宣（紀州）そして第十二子徳川頼房（水戸）を伴ない、京都御所で官位の授与を受け、四月十二日に家康は後水尾天皇即位に際し、拝観した。

家康は豊臣秀吉が天正十六年四月十五日、正親町天皇を聚楽亭への行幸を仰いだ時、諸大名に忠誠を誓わせた例にならって、参列した外様大名に三箇條の誓約書に次のように署名させた。

條々

一 如<sup>二</sup>右大将家以後代々公方之法式、被<sup>レ</sup>考<sup>二</sup>損益<sup>一</sup>而、自<sup>二</sup>江戸<sup>一</sup>於<sup>二</sup>被<sup>レ</sup>出御目録<sup>一</sup>者、彌堅可<sup>レ</sup>守<sup>二</sup>其旨<sup>一</sup>事

一 或背<sup>二</sup>御法度<sup>一</sup>、或違<sup>二</sup>上意<sup>一</sup>之輩、各國々可<sup>レ</sup>停<sup>二</sup>止隱置<sup>一</sup>事

一 各拘置之諸侍已下、若為<sup>二</sup>叛逆・殺害人<sup>一</sup>之由、於<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>其届<sup>一</sup>者、互可<sup>レ</sup>停<sup>二</sup>止相拘<sup>一</sup>事

右條々若於<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>者、被<sup>レ</sup>遂<sup>二</sup>御糺明<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>處<sup>二</sup>嚴重之法度<sup>一</sup>者也、

慶長十六年四月十二日

豊前宰相 (細川)

忠興 (花押)

越前少将 (松平)

忠直 (花押)

播磨少将 (池田)

輝正 (花押)

安芸少将 (福島)

正則 (花押)

薩摩少将 (島津)

家久 (花押)

美作侍従 (木村)

忠政 (花押)

加賀侍従 (前田)

利光 (利常) (花押)

周防侍従 (毛利)

秀就 (花押)

若狭侍従 (京極)

忠高 (花押)

備前侍従 (池田)

輝直 (利隆) (花押)

加藤肥後守

清正 (花押)

浅野紀伊守

幸長 (花押)

黒田筑前守

長政 (花押)

藤堂和泉守

高虎 (花押)

蜂須賀阿波守

至鎮 (花押)

松平土佐守<sup>(山内)</sup>

忠義 (花押)

田中筑後守

忠政 (花押)

生駒讃岐守

正俊 (花押)

堀尾山城守

忠晴 (花押)

鍋島信濃守

勝茂（花押）

金森出雲守

可重（花押）

慶長十八年に入ると、家康はキリシタン禁教への伏線となる事件を解決しようとする。この事件はキリシタン教徒の有馬晴信・岡本大八との対立である。岡本大八は本多正純の與力であり、晴信を唆してポルトガル船を撃沈させようと企んだことと、晴信の長崎奉行長谷川藤廣の暗殺計画を摘発したことである。この結果、晴信は封地没収の上、自殺し、そして岡本大八は火刑に処せられた。この火刑の日、家康はキリシタン禁止令を所司代板倉勝重に命じた。このキリシタン禁止令を契機に、家康は徳義深厚を仏教の法度として位置づけ、仏教の寺院統制への礎として天海と共に強力に推進しようとする。

家康、天海の寺院統制を巡る論争とその法制化は徳川幕府の長期支配体制を確立するのに大きな影響を与えた。したがって、家康は大坂城の戦いまで、(一)外様大名への統制と(二)キリシタン禁制政策としての寺社の統制、そして(三)豊臣親子への征服の三位一体政策を秀忠と共に推進しようとする。

家康が京に上洛した際、後水尾天皇の即位の際、西国の外様大名に誓約書を取ったのに対応し、江戸では秀忠も慶長十七年一月五日、東北大名に誓約書を提出させ、徳川家による將軍職の世襲制に対する忠誠を次のように求めた。

將軍秀忠より東北大名に示して誓約せしめたる修書

（慶長十七年正月五日）

條々

一 去年四月十二日、前右府様如<sup>(家康)</sup>仰出<sup>(源頼朝)</sup>仕<sup>(源頼朝)</sup>右大将將家以來代々將軍法式、可<sup>(家康)</sup>奉<sup>(源頼朝)</sup>仰<sup>(源頼朝)</sup>之、被<sup>(家康)</sup>考<sup>(源頼朝)</sup>損益<sup>(源頼朝)</sup>而、重<sup>(家康)</sup>而於<sup>(源頼朝)</sup>被<sup>(家康)</sup>出<sup>(源頼朝)</sup>御目錄者、彌堅可<sup>(家康)</sup>守<sup>(源頼朝)</sup>其旨<sup>(源頼朝)</sup>事  
一 諸侍於<sup>(家康)</sup>下<sup>(源頼朝)</sup>或<sup>(家康)</sup>背<sup>(源頼朝)</sup>御法度<sup>(源頼朝)</sup>、或<sup>(家康)</sup>違<sup>(源頼朝)</sup>上意<sup>(源頼朝)</sup>者、其國々不<sup>(家康)</sup>可<sup>(源頼朝)</sup>隱置<sup>(源頼朝)</sup>事  
一 各拘留諸侍之中、若<sup>(家康)</sup>為<sup>(源頼朝)</sup>叛逆<sup>(源頼朝)</sup>・殺害人<sup>(源頼朝)</sup>之由、於<sup>(家康)</sup>有<sup>(源頼朝)</sup>其届<sup>(源頼朝)</sup>者、互不<sup>(家康)</sup>可<sup>(源頼朝)</sup>相拘<sup>(源頼朝)</sup>事  
右條々若有<sup>(家康)</sup>背輩<sup>(源頼朝)</sup>者、被<sup>(家康)</sup>遂<sup>(源頼朝)</sup>御糺明<sup>(源頼朝)</sup>、速<sup>(家康)</sup>可<sup>(源頼朝)</sup>被<sup>(家康)</sup>處<sup>(源頼朝)</sup>嚴科<sup>(源頼朝)</sup>者也。  
仍如<sup>(家康)</sup>件、

津輕越中守<sup>(信政)</sup>

南部信濃守<sup>(利直)</sup>

水谷伊勢守勝高

成田左衛門尉泰直

六郷兵庫頭政乘

那須左京大夫資景

大田原備前守晴清

大関彌平次正増

日禰野織部正但吉

土方掃部頭勝重

羽柴壹岐守正利

土方丹後守重次

岡部美濃守長次

・陸奥弘前城主

・陸奥盛岡城主

・常陸下館城主

・下野烏山城主

・常陸府中城主

・下野那須領主

・下野大田原城主

・下野黒羽城主

・下野壬生城主

・下總田子領主

・常陸片野邑主瀧川氏

・土方丹後守雄氏か

・岡部宣勝か

戸澤右京亮安盛	・常陸手綱城主
相馬大膳亮利胤	・陸奥中村城主
村上周防守忠勝	・越後本庄城主村上義明か
溝口伯耆守秀信	・越後新発田城主
杉原伯耆守長房	・常陸新治郎小栗庄領主
浅野采女正長則	・常陸神谷領主
羽柴美作守秀成	・下野眞岡領主堀市
松下石見守重綱	・常陸小張邑主
鳥居土佐守成次	・甲斐谷村城主
松平將監勝重	・下野板橋邑主松平成重か
高力左近忠長	・武蔵岩槻城主
諏方因幡守瀬満	・信濃高島城主
内藤左馬助政長	・上總佐貫城主
保科肥後守正光	・信濃高遠城主
北條出羽守正勝	・下總岩富城主北條氏重か
秋田城介實季	・常陸穴戸城主
土岐山城守定吉	・下總相馬郡領主土岐定義か
細川玄蕃頭興元	・下野茂木邑主
佐野修理大夫信吉	・下野佐野城主
眞田伊豆守信幸	・信濃上田城主
仙石越前守秀久	・信濃小諸城主
小笠原左衛門佐信之	・武蔵本庄城主
酒井備後守忠利	・武蔵河越城主
牧野駿河守忠成	・上野大胡城主

石川玄蕃頭三長  
 ・信濃松本城石川康長

榊原遠江守康勝  
 ・上野館林領主

鳥居左京亮忠政  
 ・陸奥岩城城主

酒井河内守重忠  
 ・上野厩橋城主

本多出雲守忠朝  
 ・上總大多喜城主

酒井左衛門尉家次  
 ・上野高崎城主

松平丹波守康長  
 ・下總古河城主

松平越中守定綱  
 ・下總山川城主

松平甲斐守忠良  
 ・下總関宿城主

小笠原兵部大輔秀政  
 ・信濃飯田城主

松平安房守信吉  
 ・常陸土浦城主

奥平大膳大夫家政  
 ・下野宇都宮城主

小笠原信濃守忠脩  
 ・信濃飯田城主小笠原秀政の子

以上のように、慶長十七年一月五日のこの條書は秀忠が信濃・越後・関東及び奥羽の五十名の大名に誓約させたが、家康の指示、つまり「前右府(家康)様仰出したのを受けたものである」と。家康は大坂城の決戦を踏まえた東軍の軍事編成を既に想定し、強固な東軍の強靱化を計る誓約書の締結と考えられる。既に家康はこれら誓約書に基づいて東と西とから中央の大坂城を包囲し、殲滅戦を想定していたと考えられる。慶長十九年に家康は秀忠の娘和子を後水尾天皇の女御(中宮)にすることを朝廷に要望すると同時に、太政大臣に就任し、代りに秀忠を二代将軍に就任させる内諾を得るのである。



(二) 寺社支配と紫衣法度

徳川家康は大坂城の勝利を前提にして、徳川幕府の統一政権への道を計画し、その実現に務めるためにも仏教と統一政権への共同政策に一步踏み込み、徳義深厚の国民的精神への上昇転化を計り、徳川幕府の長期政権への礎<sup>いしずえ</sup>にすべく天海の教えの下に宗門論争を解決しようとする。次の図表19は家康の徳義深厚を寺社法度の定めとすべく天海と共に取り組んだのを年表にして、要約したものである。この図表19をグラフに表示したものが次のグラフ図表10である。

徳川家康が徳義深厚を寺社の法度として位置づけるが、その修得は仏典を三十年間学ぶことで身につけるものとして、天海との協議の上で定め、寺社の階層的序列の学問的支柱と定め、寺社経営の礎<sup>いしずえ</sup>とする。この寺社の法度の代表として山城智積院の法度のケースを次に取りあげる。

〔山城智積院に下せる法度（慶長十八年四月十日）〕

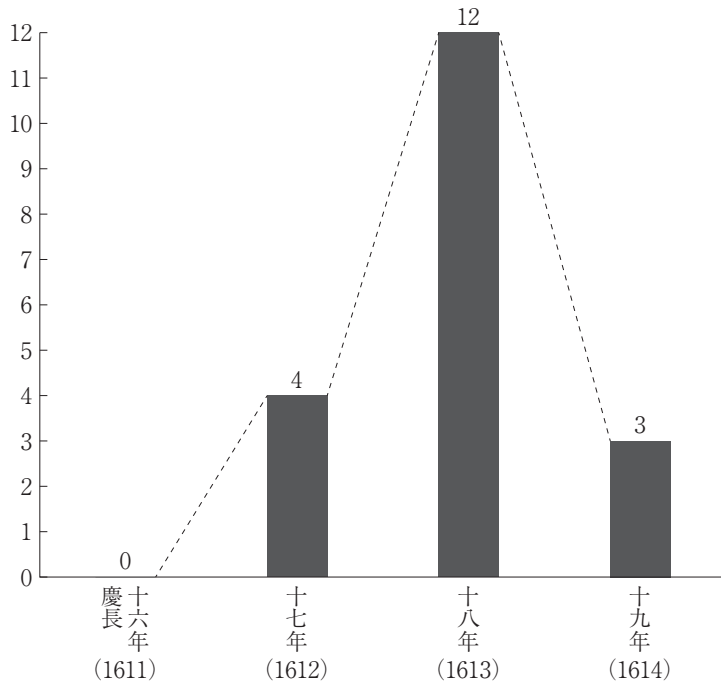
智積院法度

- 一 為<sup>レ</sup>学問之住山之所化、不<sup>レ</sup>満<sup>二</sup>廿年<sup>一</sup>者不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>執<sup>二</sup>法幢<sup>一</sup>事
- 一 所化衆、不<sup>レ</sup>用<sup>二</sup>能化之命、非法於<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>之者、可<sup>レ</sup>追<sup>二</sup>放<sup>一</sup>寺中一事
- 一 所化衆中、結<sup>二</sup>徒黨、企<sup>二</sup>公事<sup>一</sup>者、統領人可<sup>レ</sup>追<sup>二</sup>放<sup>一</sup>之、若統領不<sup>レ</sup>知時者、上座一人可<sup>レ</sup>擯<sup>一</sup>出<sup>二</sup>之事
- 一 當院領者、豊國領之内貳百石也。全令<sup>二</sup>院納<sup>一</sup>、如<sup>二</sup>有来<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>能化之進止<sup>一</sup>事
- 一 寺屋敷上下、并<sup>二</sup>所化屋敷両所、如<sup>二</sup>先規<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>事

図表-9 寺社法度論争と統一的寺社政策

年次／寺社法度論争			
家康70歳	慶長十六年(一六一一)	1	五月一日 信濃戸隠山に下せる法度
		2	五月二十八日 曹洞宗に下せる法度
		3	九月二十七日 大和興福寺に下せる法度
		4	十月四日 大和長谷寺に下せる法度
72歳	慶長十八年(一六一三)	1	二月二十八日 武蔵喜多院に下せる関東天台宗諸法度
		2	二月二十八日 武蔵中道院に下せる法度
		3	同 常陸千妙寺に下せる法度
		4	三月十三日 武蔵浅草寺に下せる法度
		5	四月十日 山城智積院に下せる法度
		6	五月廿一日 山城聖護院に下せる修道院役銭に関する法度
		7	山城醍醐三宝院に下せる修道院役銭に関する法度
		8	山城聖護院に下せる修験道入峯に関する法度
		9	山城醍醐三宝院に下せる修験道入峯に関する法度
		10	関東新義真言宗諸本寺に下せる関東新義真言宗法度
73歳	慶長十九年(一六一四)	*⑩	六月十六日 大徳寺以下七大寺入院に関する法度
		12	七月二十三日 山城石清水八幡宮に下せる法度
		1	三月十三日 將軍秀忠より伯耆大山寺に下せる法度
		2	九月五日 上野榛名山巖殿寺に下せる法度
		* 3	四月十六日 文英清韓作京都方廣寺大佛鐘銘

図表-10 寺社法度成立の件数グラフ



右堅可守<sup>二</sup>此旨<sup>一</sup>也。

慶長十八年四月十日 御朱印<sup>家康</sup>

當院

能化坊」(中村孝也『徳川家康文書の研究』763―764頁)

智積院は豊国山に位置し、紀伊根来寺頼瑜阿闍梨の法統に属し、新義真言智山派の本山である。日誉は家康の前で他の新義真言宗の僧と論議し、この法度を定めたのである。第一条は住山の所化は満二十年の修業によって、能化として衆僧の師となり、第二条では師の能化の命に従わない所化は寺から追放される身分的上下関係を紀律として定めた。第三条は徒党を組んで訟訴する所化の首領、或いはその上座の者は寺社から追放されるという定めである。第四条は院領の朱印状に基づく知行地は豊国社領の中の二百石で、能化の支配下に置かれる、そして第五条は寺社の能化屋敷と所化屋敷は朱印状によって安堵されるのである。

徳川家康が寺社の法度の定めとして注目する定めは「勅許紫衣之法度」である。この紫衣の法衣を徳川幕府の許可を得た上で、次に朝廷の勅許を受けるといふ二重の定めを規則として新しく導入しようとする。この家康の狙いは寺社を幕府の統制の下に置こうとすることである。この法衣の法衣を確立しようとする点にある。これまでは寺社の紫衣の着用は朝廷の一元的支配下に置かれていた。家康が武家諸法度で武家支配を、朝廷支配として禁中並公家諸法度を制定し、そして最後に残った寺社支配を紫衣の幕府許可により寺社を支配しようとする。また、徳川幕府の長期政権は伝統的民族宗教と武家の

征夷大將軍の武威との共同支配によって支配基盤を確立することになるのである。こうした徳川幕府の長期支配を育む「勅許紫衣法度」は慶長十八年六月十六日、家康七二歳の時、次のように制定される。

大徳寺以下七大寺入院に関する法度

『勅許紫衣之法度』

大徳寺・妙心寺・知恩寺・知恩院・浄華院・泉涌寺・粟生光明寺  
右住持職之事、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>勅許<sub>一</sub>以前、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>告知<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>佛法相續<sub>一</sub>、撰<sub>二</sub>其器量<sub>一</sub>可<sub>二</sub>相計<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>其上<sub>一</sub>、入院之事、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>申沙汰<sub>一</sub>者也、

慶長十八年六月十六日 御朱印(家康)

廣橋大納言(兼勝)

かくて、家康は徳川幕府の寺社支配権の確立を朝廷の寺社支配から徳川幕府へ移すことであつた。この朝廷から徳川幕府への寺社行政権の移行はキリシタン禁止令の柱となる寺社の旦那制と寺請け制による国民一人一人の末端に迄幕府の行政を行き渡らせることとなる。そして、寺社支配はキリシタン禁圧を通して国民支配の行政末端機構として機能することで徳川幕府の人的支配を従来の戦国大名への支配から国民支配への大転換を実現する契機となり、ここに徳川幕府の人的支配を確立するのである。こうした徳川幕府の人的支配体制は朝廷の紫衣勅許権を奪つて徳川幕府の寺社政策へ移行することを不可欠な要因とする。

### (三) 朝廷支配と公家衆法度

徳川幕府は朝廷の寺社支配権の実体となる紫衣の勅許権を奪うことで朝廷の人的支配権を脆弱化させる。このため、徳川幕府は朝廷の統治権の換骨奪胎を進め、文化・文芸そして芸術への世界に閉込めようとする。かくて、家康は慶長十八年六月十六日「公家衆法度」を次のように定める。

『公家衆法度』

- 一 公家衆、家々の学問、昼夜無<sub>二</sub>油断<sub>一</sub>様、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>事
- 一 不<sub>レ</sub>寄<sub>二</sub>老若<sub>一</sub>、背<sub>二</sub>行儀法度<sub>一</sub>輩者、可<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>流罪<sub>一</sub>、但依<sub>二</sub>罪輕重<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>年序<sub>一</sub>事
- 一 昼夜之御番、老若共<sub>二</sub>無<sub>二</sub>懈怠<sub>一</sub>相勤、其外正<sub>二</sub>威儀<sub>一</sub>相調、祇候之時刻、如<sub>二</sub>式目<sub>一</sub>參勤仕候様に可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>事
- 一 夜昼共に、無<sub>二</sub>指用所<sub>一</sub>、町小路徘徊、堅停止之事
- 一 公宴之外、私に而<sub>二</sub>不似合勝負<sub>一</sub>、并於<sub>二</sub>不行儀之青侍以下<sub>一</sub>、拘置輩流罪同<sub>二</sub>先條<sub>一</sub>事、
- 右條々相定所也、從<sub>二</sub>五撰家<sub>一</sub>并傳奏、其届在<sub>レ</sub>之時、可<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>武家之沙汰<sub>一</sub>者也、

慶長十八年六月十六日 御朱印(家康)

〔板倉殿へ〕

〔前掲書〕74頁

慶長十四年七月に、飛鳥井雅賢、徳大寺實久、烏丸光廣、難波宗勝、大炊御門頼国、松木（中御門）宗信、花山院忠長は素行の悪さと姦淫とによって流罪に処せられた。公家衆の生活規律の乱れと放縦さと不行儀とが朝廷の評判を落し、世の乱れになることを恐れた家康はこの公家衆法度を定め、朝廷の行政権を奪つて文化、学問そ

して芸術の分野へ押し込め、朝廷の規律と秩序を回復させる目的で制定した。一条は「家々の学問」に専念すること、二条の行儀違反を流罪とする徳川幕府の刑事権の介入を定め、朝廷も幕府の人的支配体制下に組込まれることになるのである。

かくて、徳川家康は大坂城決戦に備えて、征夷大將軍の武威の下に朝廷、寺社そして戦国大名への三位一体の人的支配を確立して万全の体制作りに専念するのである。

他方、江戸では二代將軍秀忠が江戸城の修築工事を進め、軍役として西国諸大名に助役を命じていた。

### 六 徳川家康の人的支配―譜代大名への知行割

大坂城の豊臣秀頼・淀親子は徳川との決戦に意を固めつつある中で、片桐且元の穏便な和解案（淀、秀頼の人質として江戸へ行く案）への反対を強め、大野治長の決戦案に集約されつつあった。このため、片桐且元は大坂城を去り、二条城で家康と会谈に臨んだ。

他方、忠秀は伏見城に大軍を連れて入った。秀忠は関ヶ原への遅参を取戻すべく全軍を引き連れて参戦する決意であった。冬の陣攻囲戦は慶長十六年十二月十八日茶臼山を本陣にして大坂城攻撃を開始した。既に家康は次の講和案を考え、猫が鼠をもて遊びながら息の根を止める作戦を描き、次の夏の陣での豊臣家の滅亡を胸の中に描くのであった。家康の和解案は(一)淀の江戸での人質生活と(二)大坂城の濠を埋めることであった。

既に、次の大坂夏の陣は戦わずして大坂城の弱体化によって大坂城の陥落を必死としていたのである。

徳川家康は豊臣秀吉の小田原城攻めの功績で、関東八州への知行地を与えられ、天正十八年（一五九〇）八月十五日前後に太田道灌の築いた江戸城で譜代家臣への知行割を次のように実施した。

上野箕輪十二萬石	<small>後高崎に城を築いて移る</small>	井伊兵部大輔直政
上野館林十萬石		榊原式部大輔康政
上總大多喜十萬石	<small>古今制度集、武徳大成記、小多喜</small>	本多中務大輔忠勝
相模小田原四萬石	<small>後五千石加増</small>	大久保七郎右衛門忠世
下總矢作四萬石		鳥居彦右衛門元忠
上野厩橋三萬石		平岩主計頭親吉
上野藤岡三萬石		松平新六郎康貞
上野碓氷三萬石		酒井宮内大輔家次
上野久留里三萬石		大須賀五郎左衛門忠政
上野小幡領宮崎二萬石	<small>奥平家傳記、寛政重修諸家譜、三萬石となす</small>	奥平美作守信昌
上總鳴渡二萬石	<small>なるととむ</small>	石川左衛門大夫康通
下總古河二萬石		小笠原信濃守秀政
上野白井二萬石		本多豊後守康重
上野大胡二萬石	<small>おほこ</small>	牧野右馬允康成
上野吉井二萬石		菅沼小大膳定利
下總關宿二萬石		松平因幡守康元
武藏寄西二萬石	<small>西もしるす</small>	松平周防守康重
上總佐貫二萬石	<small>崎西、私市、奇</small>	内藤彌次右衛門家長
武藏岩槻二萬石		高力河内守清長
上總下總兩國之内一萬二千石		岡部内膳正長盛

武藏奈良尻蛭川一萬二千石

武藏忍一萬石

武藏河越一萬石

武藏羽生一萬石

武藏本庄一萬石

下總佐倉領一萬二千石

武藏東方一萬石

上野那波一萬石

下總多古一萬石

武藏八幡山一萬石

上野松山一萬石

下總相馬一萬石

武藏深谷一萬石

相模甘繩一萬石

下總佐倉領一萬石

下總蘆戸一萬石

上野阿保一萬石

伊豆韮山一萬石

上野三ノ倉五千石

武藏河越の内五千石

上野布川五千石

伊豆梅繩五千石

諏訪安藝守頼忠

松平主殿助家忠

酒井河内守重忠

大久保治部大輔忠隣

小笠原掃部助信嶺

久野三郎左衛門宗能

松平丹波守康長

松平和泉守家乘

保科甚四郎正光

松平玄蕃頭清宗

松平内膳正家廣

菅沼山城守定政

松平原七郎介上野康忠

本多佐渡守正信

三浦監物正次

木曾千三郎義利

菅沼新八郎定盈

内藤三左衛門信成

松平五左衛門近正

酒井右衛門大夫忠世

松平勘四郎信一

石川日向守家成

伊豆市原五千石

武藏石戸五千石

上總裳原五千石

上總奈化川五千石

武藏入間下總海老名之内五千石

武藏柄間五千石

下總佐倉領五千石

下總小篠五千石

武藏鯨井五千石

武藏見賀尻五千石

上野内野五千石

相模土肥五千石

上總五井五千石

相模中郡坐間五千石

相模當麻五千石

伊豆下田五千石

下總生實五千石

武藏雀五千石

武藏菖蒲五千石

武藏の内五千石

武藏河越領内三千石

武藏禮羽三千石

武藏太田三千石

武藏比企三千石

阿部伊豫守正勝

牧野讚岐守康成

大久保治右衛門忠佐

西尾隱岐守吉次

高木主水正清秀

内藤四郎左衛門正成

山本帶刀成氏

本多縫殿助康俊

戸田左門一西

三宅惣右衛門康貞

三宅彌次兵衛正次

永井右近大夫直勝

松平紀伊守家信

青山常陸介忠成

内藤彌三郎清成

戸田三郎右衛門忠次

西郷孫九郎家員

神谷彌五郎宗弘

柴田七九郎康忠

天野三郎兵衛康景

酒井與七郎忠利

設樂甚三郎貞光

服部權大夫政秀

渡邊半藏守綱

菅沼家傳に「神君嚮ニ、貢税ノ夫彦坂小刑部直通ニ、參州野田ノ定盈ノ采邑ノ穀高ヲ尋ラル、所、小刑部姦邪ニシテ僅六百貫ト稱ス、二是時祿甚夕減少シ、一家臣等離散スト」

是戸とも

義利とも

或は瓶尾

或は五千五百石

或は下總の内三千石

或は佐倉領

或は下總の内三千石

或は下總の内三千石

図表-11 徳川家康の知行割の人数と石別高

知行割	人数 (人)	知行高 (石)
十万石以上	3	320,000
四万石	2	80,000
三万石	4	120,000
二万石	10	200,000
一万石以上	20	197,000
五千石	24	120,000
千石以上	10	26,000
合計	73	1,037,000

この図表12から徳川四天王は三傑（本多忠勝、榊原康政、井伊直政）に酒井忠次を加えた四人の

次は徳川の三傑、及び四天王と十六将の知行割を纏めたものである。

この図表12は徳川の三傑、及び四天王と十六将の知行割を纏めたものである。

この図表12から徳川四天王は三傑（本多忠勝、榊原康政、井伊直政）に酒井忠次を加えた四人の

譜代大名への知行割の人数と石高別分布は次の図表11に要約される。

知行割人数は七三人で、その知行高合計は、百三万七千石である。とりわけ、最大の知行割は井伊兵部大輔直政の十二万石であり、次の二番目は榊原式部大輔康政の十万石、また本多中務大輔忠勝の十万石であり、この三名の知行割は全体の約三分の一にあたり、家康の傾斜ぶりが窺える。

上總 勝浦三千石 植村土佐守泰忠  
 下總 小南三千石 松平三郎四郎定勝  
 上野 新川桐原三千石 稻垣平右衛門長茂  
 下總 飯沼二千石 松平外記伊昌  
 上總 山口、武藏 稻毛、峯、二千石 坪内喜太郎定利  
 武藏 の内千石 高木九助正次  
 下總 岩富一萬石 北條左衛門大夫氏勝

〔徳川家康と其周囲〕下巻644—649頁

図表-12 徳川三傑+1=四天王(四天王含む)十六将

徳川三傑	知行割
三傑 本多忠勝 榊原康政 井伊直政 酒井忠次 徳川十六将	100,000
	100,000
	120,000
	30,000 (酒井家次)
松平康忠	10,000
高木清秀	5,000
大久保忠佐	5,000
内藤正成	5,000
米津常春	?
平岩親吉	30,000
鳥居元忠	40,000
渡辺守綱	3,000
大久保忠世	40,000
服部正成 (政秀)	3,000
鳥居直忠 (元忠)	40,000
蜂屋貞次	?

ことを指す。さらに、徳川十六将は四天王に十二名を加えた武將を指すが、知行割の人名に不明(?)の三人を加えた人数である。

徳川幕府はこの図表12に現われる譜代大名十六名の武將によって成立するが、この十六武將の才能を最大限に發揮させる家康の人的支配に注目すべきである。そして、家康は人的支配の中心に徳義深厚を及ぼし、その人の心の奥深く入り、家康の意向を実現するのに大きな役割を果すようにあやつるのである。